		IΒ			新	改正理由
目 次	-		目次	-		
編	章	節	編編	章	節	
	第1章	第1節 目的		第 1 章	第1節 目的	
	計画の目的・性	第2節 計画の性格		計画の目的・性	第2節 計画の性格	
	格等	第3節 計画の構成		格等		
		第4節 用語		<u> </u>		
	│第2章 │風水害防災面	第1節 県域の概況		***	21 11 11 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
	風水害防災面   から見た福岡	第2節 福岡県の気象災害の特色			第2節 福岡県の気象災害の特色	
	県の特性・災害の想定	第3節 災害の想定		県の特性・災害 の想定	第3節 災害の想定	
第1編	第3章	第1節 実施責任	-1	労っ音	第1節 実施責任	
総則	防災関係機関	第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	総則	防災関係機関	第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	
	等の業務大綱	第3節 県民及び企業等の基本的責務		等の業務大綱	第3節 県民及び企業等の基本的責務	
		第1節 平常時の運用		4	第1節 平常時の運用	
	第4章 計画の運用等	第2節 災害時の運用			第2節 災害時の運用	
	前回の建用寺	第3節 計画の周知		計画の建用等	第3節 計画の周知	
	第5章 災害に関する 調査研究の推 進			第5章 災害に関する 調査研究の推 進		
		第1節 治水治山の対策			第1節 治水治山の対策	
		第2節 土砂災害の防止			第2節 土砂災害の防止	
		第3節 高潮等の対策			第3節 高潮等の対策	
		第4節 火災の予防			第4節 火災の予防	
		第5節 都市構造の防災化	計画の目的・性格等	第5節 都市構造の防災化		
	第1章	第6節 建築物及び文化財等の災害予防		第6節 建築物及び文化財等の災害予防		
第2編	防災基盤の強	第7節 高層建築物の災害予防		防災基盤の強	第7節 高層建築物の災害予防	
災害予 防計画	化	第8節 地下空間の災害予防		化	第8節 地下空間の災害予防	
		第9節 一般通信施設、放送施設の災害予 防			第9節 一般通信施設、放送施設の災害予 防	
		第10節 電気施設、ガス施設の災害予防			第10節 電気施設、ガス施設の災害予防	
		第11節 上水道、下水道及び工業用水道施 設の災害予防			第11節 上水道、下水道及び工業用水道施 設の災害予防	
		第12節 交通施設の災害予防			第12節 交通施設の災害予防	
	第2章	第 1 節 県民が行う防災対策		第2章	第 1 節 県民が行う防災対策	

		IΒ			新	改正理由
	県民等の防災	第2節 自主防災体制の整備計画		県民等の防災	第2節 自主防災体制の整備	記載の適正化
	力の向上	第3節 企業等防災対策の <u>促進計画</u>	]	力の向上	第3節 企業等防災対策の促進	記載の適正化
		第4節 防災知識の普及	1		第4節 防災知識の普及	
		第5節 防災訓練の充実			第5節 防災訓練の充実	
		第6節 県民の心得			第6節 県民の心得	
		第1節 広域応援・受援体制の整備			第1節 広域応援・受援体制の整備	
		第2節 防災施設・資機材等の整備	]		第2節 防災施設・資機材等の整備	
		第3節 災害救助法等の運用体制の整備	]		第3節 災害救助法等の運用体制の整備	
	第3章	第4節 気象等観測体制の整備	]	第3章	第4節 気象等観測体制の整備	
	効果的な応急 活動のための	第5節 情報管理体制の整備	]	効果的な応急  活動のための	第5節 情報管理体制の整備	
	事前対策	第6節 広報・広聴体制の整備	]	事前対策	第6節 広報・広聴体制の整備	
	7 1377 7514	第7節 二次災害の防止体制の整備	]	7 10/07	第7節 二次災害の防止体制の整備	
		第8節 避難体制の整備	]		第8節 避難体制の整備	
		第9節 交通・輸送体制の整備	]		第9節 交通・輸送体制の整備	
		第10節 帰宅困難者支援体制の整備			第10節 帰宅困難者支援体制の整備	
		第11節 保健医療活動の調整	]		第11節 保健医療福祉活動の調整	防災基本計画(R05.5修正)
		第12節 医療救護体制の整備	]		第12節 医療救護体制の整備	に基づく修正 
		第13節 要配慮者安全確保体制の整備	]		第13節 要配慮者安全確保体制の整備	
		第14節 災害ボランティアの活動環境等	]		第14節 災害ボランティアの活動環境等	
	第3章	の整備		第3章 効果的な応急 活動のための 事前対策	の整備	
第2編	<sup>弗 3 卓</sup>   効果的な応急	第15節   災害備蓄物資等の整備・供給	第2編		第15節 災害備蓄物資等の整備・供給	
災害予	活動のための	第16節 住宅の確保体制の整備	災害予		第16節 住宅の確保体制の整備	
防計画	事前対策	第17節 保健衛生・防疫体制の整備	防計画 		第17節 保健衛生・防疫体制の整備	
		第18節 災害廃棄物処理体制の整備	.		第18節 災害廃棄物処理体制の整備	
		第19節 鉱山の災害予防	.		第19節 鉱山の災害予防	
		第20節 農業水産業の災害予防	.		第20節 農業水産業の災害予防	
		第21節 複合災害の予防			第21節 複合災害の予防	
		第22節   防災関係機関における業務継続			第22節 防災関係機関における業務継続	
		│計画 │ │第1節 災害対策系統図	<del>                                     </del>		計画   第1節 災害対策系統図	
		第   即	<del> </del>		第1即 火舌 対象 示	
第3編 ※実応	第1章	第3節 自衛隊の災害派遣要請	第3編《東京	第1章	第3節 自衛隊の災害派遣要請	
災害応 急対策	活動体制の確	第4節 応援要請	. 以害応 . 急対策	古動体制の催	第4節 応援要請	
計画	立	第4 即   心接安태   第5節 災害救助法の適用	計画	立	第4即 心接安調 第5節 災害救助法の適用	
		第6節 要員の確保	1		第6節 要員の確保	
		おっぱ 女員の唯体			カッツ 女員の唯体	/# + /# - D   r

		IΒ			新	改正理由
		第7節 災害ボランティアの受入・支援			第7節 災害ボランティアの受入・支援	
		第1節 防災気象情報等の伝達			第1節 防災気象情報等の伝達	
		第2節 被害情報等の収集伝達			第2節 被害情報等の収集伝達	
		第3節 広報・広聴			第3節 広報・広聴	
		第4節 避難対策の実施			第4節 避難対策の実施	
		第5節 水防対策の実施			第5節 水防対策の実施	
		第6節 消防活動			第6節 消防活動	
		第7節 警備対策の実施			第7節 警備対策の実施	
		第8節 救出活動			第8節 救出活動	
		第9節 医療救護		第2章 災害応急対策 活動	第9節 医療救護	
		第10節 飲料水の供給			第10節 飲料水の供給	
	第2章	第11節 食料の供給			第11節 食料の供給	
	災害応急対策   活動	第12節 生活必需品等の供給			第12節 生活必需品等の供給	
	70 30	第13節 交通対策の実施			第13節 交通対策の実施	
		第14節 緊急輸送の実施			第14節 緊急輸送の実施	
		第15節 保健衛生、防疫、環境対策			第15節 保健衛生、防疫、環境対策	
		第16節 要配慮者の支援			第16節 要配慮者の支援	
		第17節 安否情報の提供			第17節 安否情報の提供	
		第18節 遺体の捜索、収容及び火葬			第18節 遺体の捜索、収容及び火葬	
		第19節 障害物の除去			第19節 障害物の除去	
		第20節 文教対策の実施			第20節 文教対策の実施	
		第21節 住宅の確保			第21節 住宅の確保	
		第22節 災害廃棄物等の処理			第22節 災害廃棄物等の処理	
		第23節 一般通信施設、放送施設の災害応			第23節 一般通信施設、放送施設の災害応	
		急対策			急対策	
		第24節 電気施設、ガス施設の災害応急対 策			第24節 電気施設、ガス施設の災害応急対 策	
		第25節 上水道、下水道及び工業用水道施			第25節 上水道、下水道及び工業用水道施	
第3編	第2章	設の災害応急対策	第3編	第2章	設の災害応急対策	
災害応 急対策	災害応急対策	第26節 交通施設の災害応急対策	災害応 急対策	災害応急対策	第26節 交通施設の災害応急対策	
計画	活動	第27節 在港船舶の避難対策	心对录 計画	活動	第27節 在港船舶の避難対策	
		第28節 土砂災害の応急対策			第28節 土砂災害の応急対策	
		第29節 高層建築物の災害応急対策			第29節 高層建築物の災害応急対策	
		第30節 地下空間の災害応急対策			第30節 地下空間の災害応急対策	
		第31節 二次災害の防止			第31節 二次災害の防止	

災 復! 針 第: 災	[興の基本方	第32節鉱山の災害応急対策第33節農林水産施設等の災害応急対策第34節大気汚染による災害応急対策第 1 節基本方針第 2 節災害復旧・復興計画の構成第 3 節福岡県災害復旧・復興推進本部の設置	-		第1章 災害復旧・災害	第32節 鉱山の災害応急対策 第33節 農林水産施設等の災害応急対策 第34節 大気汚染による災害応急対策 第 1 節 基本方針		
災 復! 針 第: 災	害復旧・災害 I興の基本方	第34節       大気汚染による災害応急対策         第1節       基本方針         第2節       災害復旧・復興計画の構成         第3節       福岡県災害復旧・復興推進本部の				第34節 大気汚染による災害応急対策 第1節 基本方針		
災 復! 針 第: 災	害復旧・災害 I興の基本方	<ul><li>第1節 基本方針</li><li>第2節 災害復旧・復興計画の構成</li><li>第3節 福岡県災害復旧・復興推進本部の</li></ul>				第1節 基本方針		
災 復! 針 第: 災	害復旧・災害 I興の基本方	第2節 災害復旧・復興計画の構成 第3節 福岡県災害復旧・復興推進本部の						
復! 針 第: 災!	[興の基本方	第3節 福岡県災害復旧・復興推進本部の			《宝海口。《宝			
針 第: 災	-				火台後山 火台	第2節 災害復旧・復興計画の構成		
第 2 災 <del>1</del>		<b>弘</b> 署			復興の基本方	第3節 福岡県災害復旧・復興推進本部の		
災		<b>改</b> 臣	4		針	設置		
	52章 宇第四東#	第1節 復旧事業計画	4		第2章	第 1 節 復旧事業計画		
の	:害復旧事業 )推進	第2節 激甚災害の指定		災害復旧事業 の推進	第2節 激甚災害の指定			
		第1節 罹災証明書の発行			第3章 第後書復 日・復 日・復    計画  援	第1節 罹災証明書の発行		
		第2節 被災者台帳の整備				第2節 被災者台帳の整備		
		第3節 生活相談				第3節 生活相談		
		第4節 女性のための相談		第4編		第4節 女性のための相談		
第4編 第	3章	第5節 雇用機会の確保				第5節 雇用機会の確保		
口。復	検災有等の生	第6節 義援金品の受付及び配分等				第6節 義援金品の受付及び配分等		
田 計画 活		第7節 生活資金の確保		興計画		第7節 生活資金の確保		
援	Ì	第8節 郵便事業の特例措置				第8節 郵便事業の特例措置		
		第9節 租税の徴収猶予、減免等				第9節 租税の徴収猶予、減免等		
		第10節 災害弔慰金等の支給等				第10節 災害弔慰金等の支給等		
		第11節 災害時の風評による人権侵害を				第11節 災害時の風評による人権侵害を		
		防止するための啓発	4			防止するための啓発	_	
	〔4章 済復興の支 □	第1節 金融措置	4		第4章  経済復興の支	第1節金融措置	_	
援		第2節 流通機能の回復			接	第2節 流通機能の回復		
<b>*</b>	55章 -	第1節 復興計画作成の体制づくり			Mr = ±	第1節 復興計画作成の体制づくり		
	・0 早 [興計画 -	第2節 復興に対する合意形成			第5章 復興計画	第2節 復興に対する合意形成		
152.7	.,,,,,,,	第3節 復興計画の推進			BANIC	第3節 復興計画の推進		

旧 新 改正理由

### 第1編 総則

第1章 (略)

### 第2章 風水害防災面から見た福岡県の特性・災害の想定

第1節 (略)

第2節 福岡県の気象災害の特色

(略)

### 第1 台風による風水害及び高潮、高波害

台風の年間発生数の平年値(※1)は約25.1個である。このうち、福岡県を含む九州北部地方への接近・上陸(※2)は年平均3.8個である。台風が接近・上陸すると風害、水害、高潮害、高波害などの大きな災害が発生するおそれがあり厳重な警戒を要する。

台風は7月から9月を中心として、福岡県に接近・上陸するが、秋に接近・上陸する台風は大型が多い。また、梅雨期や秋雨期など福岡県付近に前線が停滞しているときに台風が九州の南海上にあると、台風周辺の暖かく湿った空気が流入し、前線が活発化して、大雨による災害の危険性が増す。

1945年9月、鹿児島県枕崎市付近に上陸後九州を北上した枕崎台風は福岡県においても大きな被害を与え、死者・行方不明者は87名に達した。また、1991年9月に長崎県に上陸し、福岡県を北東に通過した台風第17号・第19号では、死者・行方不明者14名、負傷者891名、家屋の全半壊4,448棟その他風倒木等により農林業も大きな被害を受けた。また、1999年9月、熊本県北部に上陸後福岡県を通過し、周防灘へ進んだ台風第18号では、周防灘沿岸で大きな高潮災害が発生した。

1~3 (略)

#### 第2 大雨による災害

一般に降り始めからの降水量が 100mm を超えるときや1時間に 30mm を超す激しい雨が降ると、中小河川の増水や氾濫、低地の浸水などが発生し、床上・床下浸水や交通障害などの災害が起こりやすくなる。また、地盤の弱い急傾斜地などでは土砂災害の発生するおそれもある。降り始めからの降雨量が 200mm を超えたときや1時間に50mm を超す非常に激しい雨が降るときは大きな土砂災害の発生する危険性が高まり、厳重に警戒する必要がある。近年の都市化に伴い、道路の舗装や下水道の整備が進み、土地の保水力が低下しているため、従来では災害の起こらなかった程度の雨でも浸水するような状況が増えている。

福岡県における最も大きな大雨災害は、286名の死者・行方不明者を出した1953年(昭和28年)6月28日の梅雨前線による大雨災害(西日本大水害)であるが、近年でも1990年(平成2年)6月28日の梅雨前線による大雨で筑後地方を中心に死者4名、床上床下浸水8.496戸の被害が、1999年(平成11年)6月29日の梅雨前線によ

第2章 風水害防災面から見た福岡県の特性・災害の想定

第1節 (略)

第1編 総則

第1章 (略)

第2節 福岡県の気象災害の特色

(略)

### 第1 台風による風水害及び高潮、高波害

台風の年間発生数の平年値(※1)は約25.1個である。このうち、福岡県を含む九州北部地方への接近・上陸(※2)は年平均3.8個である。台風が接近・上陸すると風害、水害、高潮害、高波害などの大きな災害が発生するおそれがあり厳重な警戒を要する。

台風は7月から9月を中心として、福岡県に接近・上陸するが、秋に接近・上陸する台風は大型が多い。また、梅雨期や秋雨期など福岡県付近に前線が停滞しているときに台風が九州の南海上にあると、台風周辺の暖かく湿った空気が流入し、前線が活発化して、大雨による災害の危険性が増す。

1945年9月、鹿児島県枕崎市付近に上陸後九州を北上した枕崎台 風は福岡県においても大きな被害を与え、死者・行方不明者は87名に 達した。また、1991年9月に長崎県に上陸し、福岡県を北東に通過し た台風第17号・第19号では、死者14名、負傷者891名、家屋の全半壊 4,448棟その他風倒木等により農林業も大きな被害を受けた。また、 1999年9月、熊本県北部に上陸後福岡県を通過し、周防灘へ進んだ台 風第18号では、周防灘沿岸で大きな高潮災害が発生した。

1~3 (略)

#### 第2 大雨による災害

一般に降り始めからの降水量が 100mm を超えるときや1時間に 30mm を超す激しい雨が降ると、中小河川の増水や氾濫、低地の浸水 などが発生し、床上・床下浸水や交通障害などの災害が起こりやすく なる。また、地盤の弱い急傾斜地などでは土砂災害の発生するおそれ もある。降り始めからの降雨量が 200mm を超えたときや1時間に50mm を超す非常に激しい雨が降るときは大きな土砂災害の発生する危険性が高まり、厳重に警戒する必要がある。近年の都市化に伴い、道路の舗装や下水道の整備が進み、土地の保水力が低下しているため、従来では災害の起こらなかった程度の雨でも浸水するような状況が増えている。

福岡県における最も大きな大雨災害は、286名の死者・行方不明者を出した1953年(昭和28年)6月28日の梅雨前線による大雨災害(西日本大水害)であるが、近年でも1990年(平成2年)6月28日の梅雨前線による大雨で筑後地方を中心に死者4名、床上床下浸水8.496戸の被害が、1999年(平成11年)6月29日の梅雨前線によ

災害年報による修正

多别人可图(全个幅) 多个百万条幅/ 多几	1/) nm 1X	
П	新	改正理由
る大雨では福岡地方を中心に死者2名、床上床下浸水 6,163 戸の被	る大雨では福岡地方を中心に死者2名、床上床下浸水6,163戸の被	
害が発生した。1999 年の大雨では、都市部の地下空間への浸水で犠	害が発生した。1999年の大雨では、都市部の地下空間への浸水で犠	
牲者が出るという近年見られなかった災害が発生した。	牲者が出るという近年見られなかった災害が発生した。	
2009 年 (平成 21 年) 7月 19 日から 26 日にかけて発生した「平成	2009 年(平成 21 年) 7月 19日から 26日にかけて発生した「平成	
21 年中国・九州北部豪雨<梅雨前線>」では、24 日から 26 日にか	21 年中国・九州北部豪雨<梅雨前線>」では、24 日から 26 日にか	
け福岡地方を中心に死者 10 人、床上床下浸水 <u>5,222</u> 戸の被害が、	け福岡地方を中心に死者 10 人、床上床下浸水 <u>5,476</u> 戸の被害が、	災害年報による修正
2012 年 (平成 24 年) 7月3日から14日にかけて発生した平成24年	2012 年 (平成 24 年) 7月3日から14日にかけて発生した平成24年	
7月梅雨前線豪雨災害では、筑後地方を中心に死者5人、床上床下浸	7月梅雨前線豪雨災害では、筑後地方を中心に死者5人、床上床下浸	
水 <u>5, 763</u> 戸の被害が発生した。	水 <u>6, 222</u> 戸の被害が発生した。	災害年報による修正
また、2017年(平成29年)7月5日から6日にかけて発生した「平	また、2017年(平成29年)7月5日から6日にかけて発生した「平	
成 29 年7月九州北部豪雨」では、筑後地方を中心に死者 37 人(災	成 29 年 7 月九州北部豪雨」では、筑後地方を中心に死者 37 人(災	
害関連死の1名含む)、床上床下浸水 <u>616</u> 戸の被害が発生した。2017	害関連死の1名含む)、床上床下浸水 619 戸の被害が発生した。2017	災害年報による修正
年の大雨では、線状降水帯が形成され、数キロ単位の範囲で記録的な	年の大雨では、線状降水帯が形成され、数キロ単位の範囲で記録的な	
大雨となり、屋内避難の被害者が多く、家屋被害も全壊半壊が <u>1,106</u>	大雨となり、屋内避難の被害者が多く、家屋被害も全壊半壊が <u>1,108</u>	災害年報による修正
戸と、浸水被害より多いという特徴が見られた。	戸と、浸水被害より多いという特徴が見られた。	
さらに、2018年(平成30年)7月2日から17日にかけて発生し	さらに、2018年(平成30年)7月2日から17日にかけて発生し	
た「平成 30 年 7 月西日本豪雨」では、死者 4 人、床上床下浸水 3,390	た「平成30年7月西日本豪雨」では、死者4人、床上床下浸水3,390	
戸の被害が発生した。	戸の被害 <u>が、2023 年(令和5年)7月7日から10日にかけて発生し</u>	新たな災害の発生に伴う記
	た「令和5年梅雨前線豪雨等」では、死者5人、床上床下浸水3,402	載
	戸の被害が発生した。	
福岡県における大雨の気象要因は、梅雨前線によるものがほと	 福岡県における大雨の気象要因は、梅雨前線によるものがほと	
んどであり、	んどであり、	
①梅雨前線が対馬海峡又は九州北部付近にあって、梅雨前線上	①梅雨前線が対馬海峡又は九州北部付近にあって、梅雨前線上	
を次々に低気圧が通過するとき	を次々に低気圧が通過するとき	
②梅雨前線が九州付近で南北にゆっくり移動を繰り返すとき、	②梅雨前線が九州付近で南北にゆっくり移動を繰り返すとき、	
特に福岡県を南下するとき	特に福岡県を南下するとき	
③福岡県付近に前線が停滞し、九州の南海上に台風や熱帯低気	③福岡県付近に前線が停滞し、九州の南海上に台風や熱帯低気	
圧があるとき	圧があるとき	
大雨が降ることが多い。	大雨が降ることが多い。	
また、地域的な特徴として、筑後地方から筑豊地方の山沿いにか	また、地域的な特徴として、筑後地方から筑豊地方の山沿いにか	
けては、暖かい湿った南西気流が流れ込みやすいため、大雨が降り	けては、暖かい湿った南西気流が流れ込みやすいため、大雨が降り	
やすい。	やすい。	
第3~第4 (略)	第3~第4 (略)	
第3節 (略)	第3節 (略)	
第3章 防災関係機関等の業務大綱	第3章 防災関係機関等の業務大綱	
(略)	(略)	
第 1 節 (略)	第1節(略)	
第1即 (略) 第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	第「即 (哈)   第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	
第1~第5 (略)	第1~第5 (略)	
第1~第5 (略)	第1~第5 (略)	
<b>Б</b> ∪	<b>万</b> ∪	

B以内交引画(奉本編:風水音为束編) 利用	新	改正理由
1 (略)	1 (略)	
2 西日本電信電話株式会社(九州支店)、NTTコミュニケーショ	2 西日本電信電話株式会社(九州支店)、NTTコミュニケーショ	
ンズ株式会社、KDDI株式会社、株式会社NTTドコモ(九州支	ンズ株式会社、KDDI株式会社、株式会社NTTドコモ(九州支	
社)、ソフトバンク株式会社	社)、ソフトバンク株式会社 <u>、楽天モバイル株式会社</u>	指定公共機関の追加
(災害予防)	(災害予防)	
・電気通信設備の整備と防災管理に関すること	・電気通信設備の整備と防災管理に関すること	
・応急復旧用通信施設の整備に関すること	・応急復旧用通信施設の整備に関すること	
(災害応急対策)	(災害応急対策)	
・津波警報等、気象警報の伝達に関すること	津波警報等、気象警報の伝達に関すること	
・災害時における重要通信に関すること	・災害時における重要通信に関すること	
・災害関係電報、電話料金の減免に関すること	・災害関係電報、電話料金の減免に関すること	
3~10 (略)	3~10 (略)	
第7 (略)	第7 (略)	
第3節(略)	第3節 (略)	
N2 ○ El1	жэ (µп/	
第4章~第5章 (略)	第4章~第5章 (略)	
NA - 1 NA - 1	See - 1 See - 1 Wal	

第2節 自主防災体制の整備計画

第3節~第4節 (略)

(略)

改正理由 第2編 災害予防計画 第2編 災害予防計画 第1章 防災基盤の強化 第1章 防災基盤の強化 第1節 治水治山の対策 第1節 治水治山の対策 県、市町村及び関係機関は、河川、ため池の決壊並びに山地崩壊等に 県、市町村及び関係機関は、河川、ため池の決壊並びに山地崩壊等に よる災害を未然に防止し、治水、治山の総合的対策を推進するため、危 よる災害を未然に防止し、治水、治山の総合的対策を推進するため、危 険筒所の実態を把握するとともに、必要な区域の指定等を行い、各年度 険箇所の実態を把握するとともに、必要な区域の指定等を行い、各年度 における計画的な災害防止事業を実施する。 における計画的な災害防止事業を実施する。 また、計画を上回る災害が発生しても、その効果が粘り強く発揮でき また、計画を上回る災害が発生しても、その効果が粘り強く発揮でき るよう努めるとともに、災害防止事業の実施時には、環境や景観へも配 るよう努めるとともに、災害防止事業の実施時には、環境や景観へも配 慮するものとする。 慮するものとする。 さらに、水災については、気候変動による影響を踏まえ、社会全体で さらに、水災については、気候変動による影響を踏まえ、社会全体で 被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的 被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的 に推進することを目的として、国及び県が組織する「大規模氾濫減災協 に推進することを目的として、国及び県が組織する「大規模氾濫減災協 議会」、「福岡県大規模氾濫減災協議会」、「流域治水協議会」等を活用し 議会」、「福岡県大規模氾濫減災協議会」、「流域治水協議会」等を活用し 、国、県、市町村、河川管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる 、国、県、市町村、河川管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる 関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制 関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制 を構築するものとする。 を構築するものとする。 県及び市町村は、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の 県及び市町村は、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の 連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対 連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対 するリスクの評価について検討するものとする。特に、豪雨や洪水のリ するリスクの評価について検討するものとする。特に、豪雨や洪水のリ スク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努 スク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努 めるものとする。また、地方公共団体は、これらの評価を踏まえ、防災 めるものとする。また、地方公共団体は、これらの評価を踏まえ、防災 減災目標を設定するよう努めるものとする。 減災目標を設定するよう努めるものとする。 県は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認さ 県は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認さ れた盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を れた盛土について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基 | 防災基本計画 (R05.5修正) 行うものとする。また、県は、当該盛土について、対策が完了するまで づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。また、県は、 に基づく修正 の間に、市町村において地域防災計画や避難時基準等の見直しが必要 当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市町村において地域防 になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。 災計画や避難時基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言 や支援を行うものとする。 〈主な実施機関〉 〈主な実施機関〉 国 (九州地方整備局)、県 (県土整備部・農林水産部・建築都市部) 国 (九州地方整備局)、県 (県土整備部・農林水産部・建築都市部) 、市町村 、市町村 第1~第2 (略) 第1~第2 (略) 第2節~第12節 (略) 第2節~第12節 (略) 第2章 県民等の防災力の向上 第2章 県民等の防災力の向上 第1節 (略) 第1節 (略)

第2節 自主防災体制の整備

第3節~第4節 (略)

(略)

記載の適正化

IΒ 新 改正理由 第5節 防災訓練の充実 第5節 防災訓練の充実 (略) (略) 第1~第3 (略) 第1~第3 (略) 第4 防災訓練に際しての留意点等(関係各課、市町村) 第4 防災訓練に際しての留意点等(関係各課、市町村) 県及び市町村は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災 県及び市町村は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災 害防止キャンペーン、全国火災予防運動、文化財防火デー等を通じ、 害防止キャンペーン、全国火災予防運動、文化財防火デー等を通じ、 積極的かつ継続的に防災訓練を実施するものとする。 積極的かつ継続的に防災訓練を実施するものとする。 また、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係 また、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係 機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとす 機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとす 県及び市町村は、地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練 県及び市町村は、地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練 を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ 細かく実施又は行うよう指導し、災害が発生し、又は発生するおそれ 細かく実施又は行うよう指導し、災害が発生し、又は発生するおそれ がある場合の住民の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等 がある場合の住民の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等 の習熟を図るものとする。また、新型コロナウイルス感染症を含む感 の習熟を図るものとする。また、感染症の拡大のおそれがある状況下 新型コロナウイルス感染症 染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策 での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を の5類感染症への移行に伴 に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。 積極的に実施するものとする。 う修正 訓練を行うに当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、被 訓練を行うに当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、被 害の想定を明らかにするとともに、訓練参加者、使用する器材及び実 害の想定を明らかにするとともに、訓練参加者、使用する器材及び実 施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身 施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身 の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるようエ の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるようエ 夫するものとする。また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え 夫するものとする。また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え 、課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。訓練後に 、課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。訓練後に は評価を行い、訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に は評価を行い、訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に 応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努 応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努 めるものとする。 めるものとする。 さらに、訓練の際には、避難行動要支援者の多様なニーズに十分配 さらに、訓練の際には、避難行動要支援者の多様なニーズに十分配 慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備される 慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備される よう努めるとともに、被災時における多様な性のニーズに十分配慮 よう努めるとともに、被災時における多様な性のニーズに十分配慮 するよう努めるものとする。 するよう努めるものとする。 また、避難訓練を行う場合には、災害遭遇時の人間の心理、すなわ また、避難訓練を行う場合には、災害遭遇時の人間の心理、すなわ ち、災害に直面した場合に避難することを躊躇することが多いとい ち、災害に直面した場合に避難することを躊躇することが多いとい う心理特性も意識するように努める。避難行動を開始するには、その う心理特性も意識するように努める。避難行動を開始するには、その 心理特性を理性的に取り払って避難を開始する必要があることを住 心理特性を理性的に取り払って避難を開始する必要があることを住 民に理解させ、避難を率先して行う者をあらかじめ指名するなど、避 民に理解させ、避難を率先して行う者をあらかじめ指名するなど、避 難行動を早期に開始し他の住民も後に続くような方策を考慮するよ 難行動を早期に開始し他の住民も後に続くような方策を考慮するよ う努めるものとする。 う努めるものとする。 第5 (略) 第5 (略) 第6節 (略) 第6節 (略) 第3章 効果的な応急活動のための事前対策 第3章 効果的な応急活動のための事前対策

先供給について協定の締結を推進するものとする。

また、県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気

改正理由 第1節 広域応援・受援体制の整備 第1節 広域応援・受援体制の整備 (略) (略) 第1~第4 (略) 第1~第4 (略) 第5 受援計画(防災危機管理局、市町村、防災関係機関) 第5 受援計画(防災危機管理局、市町村、防災関係機関) 県、市町村及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応 県、市町村及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応 じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けるこ じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けるこ とができるよう、受援計画を定めるものとする。 とができるよう、受援計画を定めるものとする。 また、受援計画に基づく応援の受入を想定した訓練等の実施を通 また、受援計画に基づく応援の受入を想定した訓練等の実施を通 じて、計画の継続的な見直しを行うなど、災害対応業務の実効性確保 じて、計画の継続的な見直しを行うなど、災害対応業務の実効性確保 に努める。 に努める。 県及び市町村は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅 県及び市町村は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅 疎・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制 疎・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制 の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署にお の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署にお ける受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うも ける受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うも のとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のた のとする。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する 新型コロナウイルス感染症 め、適切な空間の確保に配慮するものとする。 ものとする。 の5類感染症への移行に伴 第6 (略) 第6 (略) う修正 第2節 防災体制・施設・資機材等の整備 第2節 防災体制・施設・資機材等の整備 (略) (略) 第1 (略) 第1 (略) 第2 防災中枢機能等の確保充実 (関係各課、市町村、防災関係機関) 第2 防災中枢機能等の確保充実(関係各課、市町村、防災関係機関) 県、市町村、防災関係機関及び災害拠点病院等災害応急対策に係る 県、市町村、防災関係機関及び災害拠点病院等災害応急対策に係る 機関は、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定 機関は、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定 区域(以下「浸水想定区域」という。)、土砂災害警戒区域等に配慮し 区域(以下「浸水想定区域」という。)、土砂災害警戒区域等に配慮し つつ、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び つつ、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び 災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の 災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の 整備、推進に努める。また、保有する施設・設備について、再生可能 整備、推進に努める。また、保有する施設・設備について、再生可能 エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用も含めた自 エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用も含めた自 家発電設備、燃料貯蔵設備等の整備を図り、燃料供給開始が想定復旧 家発電設備、燃料貯蔵設備等の整備を図り、燃料供給開始が想定復旧 期間を超える場合などを想定し、それを超える十分な期間(想定復旧 期間を超える場合などを想定し、それを超える十分な期間(想定復旧 期間が明らかでない場合は、例えば1週間)の発電が可能となるよう 期間が明らかでない場合は、例えば1週間)の発電が可能となるよう な燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努めるものとする な燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努めるものとする 。その際、物資の供給が困難な場合を想定した食料、飲料水等の適切 。その際、物資の供給が困難な場合を想定した食料、飲料水等の適切 な備蓄・調達・輸送体制の整備や、通信途絶時に備えた衛星通信等の な備蓄・調達・輸送体制の整備や、通信途絶時に備えた衛星通信等の 整備等、非常用通信手段の確保を図るものとする。県及び市町村は、 整備等、非常用通信手段の確保を図るものとする。県及び市町村は、 特に、災害時に孤立するおそれのある市町村で停電が発生した場合 特に、災害時に孤立するおそれのある市町村で停電や通信途絶等が 記載の適正化 に備え、衛星通信などにより、当該地域の住民と当該市町村との双方 発生した場合に備え、衛星通信などにより、当該地域の住民と当該市 向の情報連絡体制を確保するよう留意するものとする。なお、県及び 町村との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意するものとする 市町村等は、燃料に関して、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優 。なお、県及び市町村等は、燃料に関して、あらかじめ、石油販売業

者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するものとする。

また、県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気

事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努めるものとするとともに、被災市町村が複数にまたがる場合には、必要に応じ、被災市町村への燃料の優先供給に係る調整に努めるものとする。

さらに、災害時において情報を迅速かつ的確に把握し的確な防災 対策が実施できるよう、自ら管理する情報システムについても災害 時の各種安全対策方針に基づき、引き続きシステムの多重化・高度化 、自治体間クラウドサービスの導入の検討など所要の対策にも配慮 するものとする。

※クラウドサービスの利用:自治体が自ら情報システムを所有せず、民間事業者のデータセンター等の提供する情報システムの機能をネットワーク経由で利用する仕組み。これにより、耐震化・電源対策が施された施設を利用できるとともに、庁舎流失等の場合にも、庁舎から離れているデータセンターに情報が保存されていることから、早期に行政機能の回復を図ることができる。

第3 防災拠点施設の確保·充実(関係各課、建築指導課、総合政策課 、道路維持課、市町村、消防機関、九州地方整備局、西日本高速道 路株式会社、福岡県道路公社、福岡北九州高速道路公社)

県、市町村及び消防機関は、災害時に地域における災害対策活動の 拠点となる施設の整備に努めるものとする。その際、施設の耐火対策 並びに災害時に必要となる物資等の備蓄に配慮するものとする。

また、災害発生時には停電が予想されることから、県及び市町村は、再生可能エネルギー等災害に強いエネルギーを防災拠点となる公共施設等へ導入することにより、災害時でも最大限機能を維持できるよう努める。当該施設については、平常時、自主防災組織等の防災等の防災教育・訓練等に活用できる防災教育施設を兼ね備えたものが望ましい。

国・県・市町村は、上記拠点のひとつとして、県下の防災機能を有する「道の駅」を地域の防災拠点(避難所、物資輸送拠点、災害復旧拠点、情報発信拠点等)として位置づけ、相互に活用するものとし、「道の駅」の各管理者は、その機能維持・強化に努めるものとする。九州地方整備局及び西日本高速道路株式会社、福岡県道路公社、福岡北九州高速道路公社は、高速道路のサービスエリア等を警察機関、消防機関及び自衛隊の部隊の展開、宿営、物資搬送設備等の拠点として使用させるなど、救助・救命活動への支援を行うものとする。

資料編 交通施設 - 福岡県「道の駅」 - 覧参照

事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努めるものとするとともに、被災市町村が複数にまたがる場合には、必要に応じ、被災市町村への燃料の優先供給に係る調整に努めるものとする。

さらに、災害時において情報を迅速かつ的確に把握し的確な防災 対策が実施できるよう、自ら管理する情報システムについても災害 時の各種安全対策方針に基づき、引き続きシステムの多重化・高度化 、自治体間クラウドサービスの導入の検討など所要の対策にも配慮 するものとする。

※クラウドサービスの利用:自治体が自ら情報システムを所有せず、民間事業者のデータセンター等の提供する情報システムの機能をネットワーク経由で利用する仕組み。これにより、耐震化・電源対策が施された施設を利用できるとともに、庁舎流失等の場合にも、庁舎から離れているデータセンターに情報が保存されていることから、早期に行政機能の回復を図ることができる。

第3 防災拠点施設の確保・充実(関係各課、建築指導課、総合政策課 、道路維持課、市町村、消防機関、九州地方整備局、西日本高速道 路株式会社、福岡県道路公社、福岡北九州高速道路公社)

県、市町村及び消防機関は、災害時に地域における災害対策活動の 拠点となる施設の整備に努めるものとする。その際、施設の耐火対策 並びに災害時に必要となる物資等の備蓄に配慮するものとする。

また、災害発生時には停電が予想されることから、県及び市町村は、再生可能エネルギー等災害に強いエネルギーを防災拠点となる公共施設等へ導入することにより、災害時でも最大限機能を維持できるよう努める。当該施設については、平常時、自主防災組織等の防災等の防災教育・訓練等に活用できる防災教育施設を兼ね備えたものが望ましい。

国・県・市町村は、上記拠点のひとつとして、県下の防災機能を有する「道の駅」を地域の防災拠点(避難所、物資輸送拠点、災害復旧拠点、情報発信拠点、防災関係機関の活動拠点(防災拠点自動車駐車場)等)として位置づけ、相互に活用するものとし、「道の駅」の各管理者は、その機能維持・強化に努めるものとする。

九州地方整備局及び西日本高速道路株式会社、福岡県道路公社、福岡北九州高速道路公社は、高速道路のサービスエリア等を警察機関、消防機関及び自衛隊の部隊の展開、宿営、物資搬送設備、防災拠点自動車駐車場等の拠点として使用させるなど、救助・救命活動への支援を行うものとする。

資料編 交通施設-福岡県「道の駅」一覧参照

記載の適正化

記載の適正化

IΒ	新	改正理由
第4~第9 (略)	第4~第9 (略)	
第3節~第4節 (略)	第3節~第4節 (略)	
第5節 情報管理体制の整備	第5節 情報管理体制の整備	
(略)		
第1 (略) 第2 無線通信施設等の整備	第 1 (略) 第 2 無線通信施設等の整備	
1 県の無線通信設備等	第2 無縁通信心放守の空間 1 県の無線通信設備等	
(1)福岡県防災・行政情報通信ネットワーク(防災危機管理局)	「「「「「「」」」」」 「「」」 「「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」	
福岡県防災・行政情報通信ネットワークは、県庁、市町村、消	福岡県防災・行政情報通信ネットワークは、県庁、市町村、消	
防本部及び県出先機関等の相互間における、地上系無線通信網	防本部及び県出先機関等の相互間における、光回線(主回線)と	   記載の適正化
と衛星通信網を併用した福岡県防災行政無線であり、通信の途	地上無線回線(副回線)による情報通信網であり、通信の途絶や	10-144-1-10
絶や輻輳が発生しにくい高い信頼性と、映像やデータの伝送・処	====================================	
理が可能な高度な機能を確保し、災害時等に効果的な運用が図	可能な高度な機能を確保し、災害時等に効果的な運用が図れる	
れるよう、適切な維持管理を行う。	よう、適切な維持管理を行う。	
また、県警等情報提供が必要な機関に対しても、防災情報シス	また、県警等情報提供が必要な機関に対しても、防災情報シス	
テムの整備を進め、情報の伝達を密にするよう努める。	テムの整備を進め、情報の伝達を密にするよう努める。	
資料編 通信ー福岡県防災・行政情報通信ネットワーク通信	資料編 通信ー福岡県防災・行政情報通信ネットワーク通信	
系統図 参照	系統図 参照	
第3~第6 (略)	第3~第6 (略)	
第7 通信訓練の <u>実施</u>	第7 通信訓練の <u>実施等</u>	防災基本計画(R05.5修正)
様々な通信手段の活用を実用化するため、定期的な訓練の実施に	様々な通信手段の活用を実用化するため、定期的な訓練の <u>実施等</u>	に基づく修正
努める。	<u>を通じた平常時からの連携体制の構築等</u> に努める。	
第8 (略)	第8(略)	
第6節 広報・広聴体制の整備	   第6節 広報・広聴体制の整備	
(略)	(略)	
第1 被災者への的確な情報伝達体制の整備(国、県(防災危機管理局	第1 被災者への的確な情報伝達体制の整備(国、県(防災危機管理局	
・関係各課)、市町村、公共機関、放送事業者、通信事業者、ライフ	・関係各課)、市町村、公共機関、放送事業者、通信事業者、ライフ	
ライン関係機関)	ライン関係機関)	
1~4 (略)	1~4 (略)	
5 県及び市町村は、避難指示等の情報を被災者等へ伝達できるよ	5 県及び市町村は、避難指示等の情報を被災者等へ伝達できるよ	
う、 <u>福岡県災害緊急情報自動配信システム</u> を活用し、放送事業者へ	う、 <u>Lアラート(災害情報共有システム)と連携している福岡県防</u>	記載の適正化
の迅速な情報提供体制の整備に努める。	<u>災情報システム</u> を活用し、放送事業者への迅速な情報提供体制の	
6~10 (略)	整備に努める。	
	6~10 (略)	
	11 国、県及び市町村は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が	防災基本計画(R05.5修正)
	防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができ	に基づく修正
	るようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進そ	
	の他の必要な施策を講ずるものとする。 10 周 周 ながた際社会 際がいる 新春 まず 田 ウィーウル ではいまん	######################################
	12 国、県及び市町村は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が	防災基本計画(R05.5修正)

IΒ	新	改正理由
	緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことがで	に基づく修正
	きるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整	
	備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。	
11 県は、発災時に安否不明者(行方不明者となる疑いのある者)の	13 県は、発災時に安否不明者(行方不明者となる疑いのある者)の	
氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市町村	氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市町村	
等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にし	等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にし	
ておくよう努めるものとする。	ておくよう努めるものとする。	
第7節 (略)	第7節 (略)	
<b>88節 避難体制の整備</b>	第8節 避難体制の整備	
市町村は、関係機関と関連して、災害時に住民等の生命及び身体を守	市町村は、関係機関と関連して、災害時に住民等の生命及び身体を守	
るため、住民等が安全・的確に避難行動・活動を行うために必要な体制	るため、住民等が安全・的確に避難行動・活動を行うために必要な体制	
を整備しておくとともに、指定緊急避難場所・指定避難所、避難路等の	を整備しておくとともに、指定緊急避難場所・指定避難所、避難路等の	
選定及び整備を行い、計画的な避難対策の推進を図るものとする。	選定及び整備を行い、計画的な避難対策の推進を図るものとする。	
県及び市町村は、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公	県及び市町村は、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公	
共用地・公有財産の有効活用を図るものとする。	共用地・公有財産の有効活用を図るものとする。	
	県及び市町村は、避難場所、避難路、防災拠点等の災害時において防	防災基本計画(R05.5修
	災に資する公共施設の積極的整備を図るものとする。	に基づく修正
	県及び市町村は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の	防災基本計画(R05.5修
	整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消	に基づく修正
	等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措	
	置を活用した防災対策を推進するものとする。	
県は、避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベル	県は、避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベル	
との関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分	との関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分	
し、住民の自発的な避難判断等を促すものとする。また、市町村の避難	し、住民の自発的な避難判断等を促すものとする。また、市町村の避難	
体制の整備に関して必要な助言・指導を行うものとする。	体制の整備に関して必要な助言・指導を行うものとする。	
〈主な実施機関〉	〈主な実施機関〉	
県、市町村、学校、病院等の施設の管理者	県、市町村、学校、病院等の施設の管理者	
第 1 避難誘導体制の整備及び誘導方法の習熟	第 1 避難誘導体制の整備及び誘導方法の習熟	
(略)	(略)	
1~3 (略)	1~3 (略)	
4 避難行動要支援者に対する避難誘導体制の整備	4 避難行動要支援者に対する避難誘導体制の整備	
(1) 個別避難計画の作成	(1)個別避難計画の作成	
市町村は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行	市町村は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行	
うため、国により示された「避難行動要支援者の避難行動支援に関	うため、国により示された「避難行動要支援者の避難行動支援に関	
する取組指針」(平成25 年8月)等を参考とし、避難行動要支援者	する取組指針」(平成25 年8月)等を参考とし、避難行動要支援者	
の状況把握、避難支援者の登録等を積極的に行い、避難行動支援が	の状況把握、避難支援者の登録等を積極的に行い、避難行動支援が	
適切に行われるよう、避難行動要支援者に関する全体計画を策定	適切に行われるよう、避難行動要支援者名簿を整備するとともに、	記載の適正化
<u>し、</u> 避難行動要支援者名簿を整備するとともに、具体的な避難方法	具体的な避難方法等についての個別避難計画の作成に努めなけれ	
等についての個別避難計画の作成に努めなければならない。	ばならない。	

難所として指定されている学校の災害時の安全性確保のための

方策を検討するものとする。

(3)~(5)(略)

改正理由 県は、市町村の個別避難計画の早期作成を促進するため、避難行 県は、市町村の個別避難計画の早期作成を促進するため、避難行 動要支援者の避難支援に係る研修会や自宅から指定緊急避難場所 動要支援者の避難支援に係る研修会や自宅から指定緊急避難場所 等までの避難について実地訓練を実施するものとする。 等までの避難について実地訓練を実施するものとする。 (2)~(3)(略) (2)~(3)(略) 5 (略) 5 (略) 第2 避難路、指定緊急避難場所・指定避難所の選定・指定及び避難者 第2 避難路、指定緊急避難場所・指定避難所の選定・指定及び避難者 の生活環境の整備 の生活環境の整備 (略) (略) 1~2 (略) 1~2 (略) 3 指定緊急避難場所、指定避難所の指定 3 指定緊急避難場所、指定避難所の指定 (1) (略) (1) (略) (2) 指定避難所の指定 (2) 指定避難所の指定 市町村長は、想定される災害の状況、地域的な特性や過去の教 市町村長は、想定される災害の状況、地域的な特性や過去の教 訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対 訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、災害が発生した場 新型コロナウイルス感染症 策等を踏まえ、災害が発生した場合における適切な避難所の確 合における適切な避難所の確保を図るため、災害対策基本法施 | の5類感染症への移行に伴 保を図るため、災害対策基本法施行令第20条の6で定める基準 行令第20条の6で定める基準に適合する公共施設その他の施設 う修正 に適合する公共施設その他の施設を、当該施設の管理者(市町村 を、当該施設の管理者(市町村を除く)の同意を得て、避難者が を除く)の同意を得て、避難者が避難生活を送るために必要十分 避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定 な指定避難所をあらかじめ指定し、公示するものとする。 し、公示するものとする。 また、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、 また、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、 住民への周知徹底を図るものとする。また、災害時に指定避難所 住民への周知徹底を図るものとする。また、災害時に指定避難所 の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームペー の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームペー ジやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとす ジやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとす なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定さ なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定さ れる施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための れる施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための 措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配 措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配 慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主 慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主 として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確 として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確 保されるもの等を指定するものとする。 保されるもの等を指定するものとする。特に、要配慮者に対して | 防災基本計画 (RO5.5修正) 円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努力 に基づく修正 めるものとする。 また、学校を指定避難所として指定する場合は、学校が教育活 また、学校を指定避難所として指定する場合は、学校が教育活 動の場であることに配慮する。指定避難所としての機能は応急 動の場であることに配慮する。指定避難所としての機能は応急 的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用 的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用 方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等 方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等 の関係者と調整を図るものとする。学校における指定避難所運 の関係者と調整を図るものとする。学校における指定避難所運 営に関しては、県及び市町村の防災部局と教育関係部局が連携 営に関しては、県及び市町村の防災部局と教育関係部局が連携 し、適切な協力体制の構築に努めるものとする。併せて、指定避 し、適切な協力体制の構築に努めるものとする。併せて、指定避

難所として指定されている学校の災害時の安全性確保のための

方策を検討するものとする。

(3)~(5)(略)

改正理由 4 指定緊急避難場所・指定避難所の機能の整備 4 指定緊急避難場所・指定避難所の機能の整備 (1)~(2)(略) (1)~(2)(略) (3) 指定避難所の設備等の整備 (3) 指定避難所の設備等の整備 ア 市町村は、指定避難所に必要な安全性及び良好な居住性を確 ア 市町村は、指定避難所に必要な安全性及び良好な居住性を確 保し、発災時に食料、飲料水、衣料、医薬品その他の生活関連物 保し、発災時に食料、飲料水、衣料、医薬品その他の生活関連物 資の配布及び保健医療サービスの提供その他避難所に滞在する 資の配布及び保健医療サービスの提供その他避難所に滞在する 避難者の生活環境を整備するために、貯水槽、仮設トイレ、マン 避難者の生活環境を整備するために、貯水槽、仮設トイレ、マン ホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用照明施設、非常用電 ホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用照明施設、非常用電 源、衛星通信等の通信機器、テレビ、ラジオ等避難者による災害 源、ガス設備、衛星通信等の通信機器、テレビ、ラジオ等避難者 防災基本計画(R05.5修正) 情報の入手に資する機器の整備、施設の耐震性等の安全性の確 に基づく修正 による災害情報の入手に資する機器の整備、施設の耐震性等の 保のほか、空調、洋式トイレなどは要配慮者にも配慮した施設整 安全性の確保のほか、空調、洋式トイレなどは要配慮者にも配慮 備に努める。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保 した施設整備に努める。また、停電時においても、施設・設備の されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設 機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非 備等の整備に努めるものとする。 常用発電設備等の整備に努めるものとする。 イ (略) イ (略) ウ 県及び市町村は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対 ウ 県及び市町村は、感染症対策のため、平常時から、指定避難所 | 新型コロナウイルス感染症 のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が ┃ の5 類感染症への移行に伴 策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認 しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平 発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福 う修正 常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な 祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものと 措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、国 する。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研 や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を 修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難 含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。 所の開設に努めるものとする。 エ 指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、 エ 指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、 食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒 食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒 液、体温計、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、 液、体温計、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、 毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含 毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等を備 新型コロナウイルス感染症 む感染症対策に必要な物資等を備蓄するよう努める。また、備蓄 蓄するよう努める。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者 の5類感染症への移行に伴 、女性、子供にも配慮するものとする。 品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するもの う修正 とする。 オ~キ (略) オ~キ (略) (4) 指定緊急避難場所・指定避難所の管理・運営体制整備(消防防 (4) 指定緊急避難場所・指定避難所の管理・運営体制整備(消防防 災指導課、男女共同参画推進課、福祉総務課、健康増進課、生活 災指導課、男女共同参画推進課、福祉総務課、健康増進課、生活 衛生課) 衛牛課) ア~エ (略) ア~エ (略) オ 市町村及び各避難所の指定運営者は、指定避難所の良好な生 オ 市町村及び各避難所の指定運営者は、指定避難所の良好な生 活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア 活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア 等との定期的な情報交換に努めるものとする。 等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハ │ 防災基本計画 (RO5.5修正) ウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。 に基づく修正 カ~コ (略) カ~コ (略) 5~6 (略) 5~6 (略) 第3 (略) 第3 (略)

以 的 火 計	1	
IB	新	改正理由
第9節 交通・輸送体制の整備	第9節 交通・輸送体制の整備	災害対策基本法施行令等の
		改正及び災害対策基本法施
〈主な実施機関〉	〈主な実施機関〉	行規則等の改正に基づく修
道路管理者、港湾管理者、県(総務部・県土整備部・関係各課)、警察	道路管理者、港湾管理者、県(総務部・県土整備部・関係各課)、警察	正
(公安委員会)、市町村、防災関係機関	(公安委員会)、市町村、防災関係機関	
第1 緊急通行車両等の事前届出(県公安委員会に限る)	第1 緊急通行車両・緊急輸送車両(以下「緊急通行車両等」という。	
県公安委員会は、災害発生時の混乱した現場における緊急通行車	)の確認等に関する手続	
両等の迅速な確認手続きを実施するため、あらかじめ関係機関から	_1 実施担当機関	
緊急通行車両の事前届出を受理する。_	_(1) 福岡県知事	
1 事前届出の対象とする車両	_(2)福岡県公安委員会	
_(1) 緊急通行車両	2 緊急通行車両等の確認について	
事前届出の対象とする車両は、次に掲げるいずれにも該当する	福岡県知事又は福岡県公安委員会は、災害発生後又は災害発生	
<u>車両とする。</u>	前において、災害対策基本法施行令第33条第1項又は第2項の	
ア 災害時において災害対策基本法第50条第1項に規定する災害	規定に基づく確認を実施するものとする。	
<u>応急対策(次に掲げる事項をいう。)を実施するために使用され</u>	なお、大規模地震対策特別措置法、原子力災害対策特別措置法又	
<u>る計画がある車両。</u>	は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律	
_(ア) 警報の発令及び伝達並びに避難の指示に関する事項	の規定に基づく確認についても準用する。	
_(イ) 消防、水防その他の応急措置に関する事項	3 緊急通行車両等の確認等に関する手続き	
_(ウ) 被災者の救難、救助その他保護に関する事項	_(1) 対象車両(福岡県を使用の本拠の位置とする車両)_	
(エ) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項	ア 災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策(次	
(オ)施設及び設備の応急の復旧に関する事項	に掲げる事項をいう。)を実施するために使用される計画がある	
(カ) 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項	<u>車両</u>	
(キ)犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維	・警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項	
持に関する事項	・消防、水防その他の応急措置に関する事項	
_(ク) 緊急輸送の確保に関する事項	・被災者の救難、救助その他保護に関する事項	
<u>(ケ)その他災害の発生の防ぎょ又は拡大の防止のための措置に</u>	<u>・災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項</u>	
<u>関する事項</u>	・施設及び設備の応急の復旧に関する事項	
イ 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長	・廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆	
その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関(以下「	衛生に関する事項	
指定行政機関等」という。)が保有し、若しくは指定行政機関等	·犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持	
との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用に使	に関する事項	
用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する	・緊急輸送の確保に関する事項	
<u>車両。</u>	・その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関す	
<u>(2)規制除外車両</u>	る事項	
事前届出の対象とする車両は、次のいずれかに該当する車両で	イ (1)に該当する車両であって、かつ、指定行政機関及び指定	
あって緊急通行車両とならない車両とする。	地方行政機関、地方公共団体その他の執行機関、指定公共機関及	
ア 医師、歯科医師、医療機関等が使用する車両	び指定地方公共機関その他法令の規定により災害応急対策を実	
イ 医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送する車両 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	施する機関(以下「指定行政機関等」という。)の長若しくは責	
ウ 患者等搬送用車両(特別な構造又は装置があるものに限る。)	任を有する者が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等に	
工 道路啓開作業用車両	より、常時指定行政機関等の活動のために使用される車両又は	
<u>才 建設用重機</u>	災害発生時に他の関係機関、関係団体等から指定行政機関等が	/# <b>-</b> /#

IB	新	改正理由
カ 重機輸送車両(建設用重機と同一の使用者による届出に限る。	調達する計画等がある車両	
)_	(2) 申請者	
2 事前届出の申請	ア 指定行政機関等の長又は責任を有する者	
(1)申請者—- 緊急通行に係る業務の実施について責任を有する	イ 指定行政機関等に属し災害応急対策に使用される車両の使用	
者(代行者を含む。)	者又は管理責任者	
(2)申請先—- 警察署又は県警察本部交通規制課	ウ 契約等により常時指定行政機関等の活動のために使用される	
3 申請書類	車両又は災害発生時に他の関係機関、関係団体等から指定行政	
(1)緊急通行車両	機関等が調達する計画等がある車両の使用者又は管理責任者	
ア 緊急通行車両等事前届出書…2通	_(3)申請先	
イ 自動車検査証の写し…1通	ア 災害発生前	
ウ 緊急通行車両の対象であることを疎明する書類…1通	<u>・福岡県</u>	
(2)規制除外車両	・警察本部交通規制課	
ア 規制除外車両事前届出書・・・2通	<u>• 警察署</u>	
イ 自動車検査証の写し…1通	<u>イ 災害発生後</u>	
ウ 規制除外車両の対象であることを疎明する書類等…1通	<u>・福岡県</u>	
資料編 緊急通行車両等一緊急通行車両等関係資料 参照	・緊急交通路の入口に設置された交通検問所	
4 事前届出済証の保管及び車両変更申請	・警察本部交通規制課	
関係機関は、事前届出済証を適正に保管するとともに事前届出	<u>• 警察署</u>	
済証の交付を受けた車両に廃車、配置換え等の変更が生じた場合	_(4)申請書類	
<u>は、速やかに事前届出済証の返還、変更の申請を行う。</u>	ア 緊急通行車両確認申出書(緊急輸送車両確認申出書)	
5 協定締結事業者への周知(関係各課、市町村)	イ 自動車検査証又は軽自動車届出済証(以下「車検証等」という	
県及び市町村は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両につ	<u>。)の写し</u>	
いては、緊急通行車両等確認証明書及び確認標章交付のための事	ウ 災害応急対策を実施するための車両として使用されるもので	
前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両等	あることを確かめるに足りる書類	
確認証明書及び確認標章を円滑に交付されることとなることから	エ 災害応急対策を実施しなければならない者の車両であること	
、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前届出を積	を確かめるに足りる書類	
極的にするなど、その普及を図るものとする。	_(5)標章等の有効期限	
	交付の日から起算して5年後の日	
	(6)標章及び証明書の記載事項変更	
	<u>ア 届出先</u>	
	<u>• 福岡県</u>	
	· 警察本部交通規制課	
	<u>· 警察署</u>	
	イ 記載事項変更に必要な書類	
	・緊急通行車両確認標章・証明書記載事項変更届出書(緊急輸送	
	車両確認標章・証明書記載事項変更届出書)	
	・交付した標章及び証明書	
	・変更した事項を確かめる書類	
	ウ 再交付に必要な書類	
	・緊急通行車両確認標章・証明書再交付申出書(緊急輸送車両確	
	<u>認標章・証明書再交付申出書)</u>	
	・残存する標章又は証明書	

也以仍灭计图(基本隔:風小音对束隔)	利口为黑衣	
Ш	新	改正理由
	_(7)標章及び証明書の返納	
	次のいずれかに該当する場合は、福岡県、警察本部又は警察署が	
	返納を受理する。	
	ア 災害応急対策を実施するための車両として使用されるもので	
	<u>なくなったとき</u>	
	イ 標章及び証明書の有効期限が到来したとき	
	<u>ウ 標章及び証明書等の再交付を受けた場合において、亡失した</u>	
	標章及び証明書を発見し、又は回復したとき	
	第2 規制除外車両の事前届出・確認に関する手続	
	1 実施担当機関	
	福岡県公安委員会	
	2 規制除外車両の事前届出	
	(1)対象車両(福岡県を使用の本拠の位置とする車両)	
	次のいずれかに該当する車両であって緊急通行車両とならないも	
	のについて、規制除外車両の事前届出を受理するものとする。	
	ア 医師、歯科医師、医療機関等が使用する車両	
	イ 医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送する車両	
	ウ 患者等搬送用車両(特別な構造又は装置があるものに限る。)	
	エ 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両	
	_(2)申請者	
	事前届出の対象車両となる理由となった業務に使用される車両の	
	使用者又は管理責任者	
	ア	
	<u>イ 警察署</u>	
	ア 規制除外車両事前届出書	
	<u>イ 車検証等の写し</u>	
	<u>ウ 次のいずれかの書類</u>	
	<u>・医師若しくは歯科医師の免許状又は使用者が医療機関等である</u>	
	<u>ことを確認できる書類の写し</u>	
	<ul><li>・医薬品、医療機器、医療資材等の製造者又は販売者であることを</li></ul>	
	確認できる書類の写し	
	・患者等搬送車両(特別な構造又は装置があるものに限る。)であ	
	<u>ることを確認することができる写真</u>	
	・建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両であること	
	を確認することができ、車両の番号標及び車両の形状が確認でき	
	<u>る写真</u>	
	_(5)除外届出済証の返納	
	規制除外車両として使用されるものでなくなったときは、警察本	
	部又は警察署が返納を受理する。	
	3 災害発生時等における規制除外車両の確認手続	

旧	新	改正理由
第2 緊急輸送体制の整備 (略) 第10節 (略) 第11節 <u>保健医療活動</u> の調整 大規模災害が発生した場合には、県の災害対策本部の下に、その災害対策に係る <u>保健医療活動</u> (以下「 <u>保健医療活動</u> 」という。)の総合調整を行うための本部(以下「 <u>保健医療調整本部</u> 」という。)を設置する。 (主な実施機関) 県(保健医療介護部)	(1)申出先 ア 緊急交通路の入口に設置された交通検問所 イ 警察本部交通規制課 ウ 警察署 (2)申出に必要な書類 ア 規制除外車両確認申出書 イ 規制除外車両事前届出済証 (3)標章等の有効期限 交付の日から起算して1か月後の日 第3 緊急輸送体制の整備 (略) 第10節 (略) 第10節 (略) 第16を 保健医療福祉活動の調整 大規模災害が発生した場合には、県の災害対策本部の下に、その災害対策に係る保健医療福祉活動(以下「保健医療福祉活動」という。)の総合調整を行うための本部(以下「保健医療福祉調整本部」という。)を設置する。 〈主な実施機関〉	防災基本計画(R05.5修正) に基づく修正
第1 保健医療活動調整体制(保健医療介護部各課、保健福祉(環境)事務所) 県は、県内で大規模災害が発生した場合には、速やかに、保健所、保健医療活動チーム(DMAT、JMAT、日本赤十字社救護班、DPAT等の医療救護班、保健師班、栄養士班その他の災害対策に係る保健医療活動を行うチーム(県外から派遣されたチームを含む。)をいう。)その他の保健医療活動に係る関係機関との情報連携等を行うため、保健医療調整本部を設置する。	県(保健医療介護部、福祉労働部)  第1 保健医療福祉活動調整体制(保健医療介護部各課(室)、保健福祉(環境)事務所、福祉労働部福祉総務課) 県は、県内で大規模災害が発生した場合には、速やかに、保健所、保健医療活動チーム(DMAT、JMAT、日本赤十字社救護班、DPAT等の医療救護班、保健師班、栄養士班その他の災害対策に係る保健医療活動を行うチーム(県外から派遣されたチームを含む。)をいう。)その他の保健医療福祉活動に係る関係機関との情報連携等を行うため、保健医療福祉調整本部を設置する。	防災基本計画(R05.5修正)に基づく修正
→ 図 <u>保健医療調整本部</u> 体制図 1 福岡県 <u>保健医療調整本部</u> <u>保健医療調整本部</u> の組織及び運営については、「福岡県 <u>保健医療</u> <u>調整本部</u> 設置要綱」に定めるところによる。 (1) 本部の構成 <u>保健医療調整本部</u> には、保健医療介護部各課(室)及び保健所の職員、災害医療コーディネーター、災害薬事コーディネーター等の関係者が参画し、相互に連携して、当該 <u>保健医療調整本部</u> に係る事務を行う。 (2) 本部会議の開催 災害の超急性期から慢性期までのフェーズ毎に保健医療介護	→ 図 保健医療福祉調整本部体制図 1 福岡県保健医療福祉調整本部 保健医療福祉調整本部の組織及び運営については、「福岡県保健 医療福祉調整本部設置要綱」に定めるところによる。 (1) 本部の構成 保健医療福祉調整本部には、保健医療介護部各課(室)及び保健所、福祉労働部福祉総務課の職員、災害医療コーディネーター、災害薬事コーディネーター等の関係者が参画し、相互に連携して、当該保健医療福祉調整本部に係る事務を行う。 (2) 本部会議の開催 災害の超急性期から慢性期までのフェーズ毎に保健医療介護	

部各課(室)が中心となって行う医療救護活動、健康管理支援及び精神保健医療等に関する情報連携等を図るため、本部長は必要に応じて副本部長及び本部員を招集し、本部会議を開催する。

第2 災害時健康危機管理支援チーム (保健医療介護総務課・保健福祉 (環境)事務所)

### (1) 人材の育成

県は、保健医療調整本部及び県等の保健所が行う、被災地方公共 団体の保健医療行政の指揮調整機能等を応援する災害時健康危機 管理支援チーム(DHEAT)の応援派遣が可能となるよう、平時 から、必要な人材の育成を図る。

#### (2)派遣調整

保健医療調整本部は、保健医療活動の総合調整を円滑に行うため、必要に応じて災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)の派遣調整を行う。

### 【図 保健医療調整本部体制図】



### 第12節 医療救護体制の整備

大規模な災害発生時には、局地的又は広域的に多数の負傷者が発生することが想定され、かつ即応体制が要求されるため、これに対応できる医療救護体制を整備する。救助の万全を期するため、必要な計画の作成、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努める。また、災害時に医薬品等が大量に必要となることから、医薬品等の確保・供給体制を整備する。

#### 〈主な実施機関〉

県(保健医療介護部・総務部)、市町村、消防機関、福岡県医師会、 福岡県歯科医師会、日本赤十字社福岡県支部及び災害拠点病院等

### 第1 (略)

第2 医療救護体制の整備(医療指導課、健康増進課こころの健康づくり推進室、市町村、関係機関)

1~2 (略)

- 3 実施体制の整備
- (1) 災害医療コーディネート体制の整備

部各課(室)が中心となって行う医療救護活動、健康管理支援及び精神保健医療等に関する情報連携等を図るため、本部長は必要に応じて副本部長及び本部員を招集し、本部会議を開催する。

第2 災害時健康危機管理支援チーム(保健医療介護総務課・保健福祉 (環境)事務所)

### (1)人材の育成

県は、保健医療福祉調整本部及び県等の保健所が行う、被災地方公共団体の保健医療行政の指揮調整機能等を応援する災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)の応援派遣が可能となるよう、平時から、必要な人材の育成を図る。

#### (2)派遣調整

保健医療福祉調整本部は、保健医療活動の総合調整を円滑に行うため、必要に応じて災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT) の派遣調整を行う。

### 【図 保健医療福祉調整本部体制図】



#### 第12節 医療救護体制の整備

大規模な災害発生時には、局地的又は広域的に多数の負傷者が発生することが想定され、かつ即応体制が要求されるため、これに対応できる医療救護体制を整備する。救助の万全を期するため、必要な計画の作成、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努める。また、災害時に医薬品等が大量に必要となることから、医薬品等の確保・供給体制を整備する。

#### 〈主な実施機関〉

県(保健医療介護部・総務部)、市町村、消防機関、福岡県医師会、 福岡県歯科医師会、日本赤十字社福岡県支部及び災害拠点病院等

#### 第1 (略)

第2 医療救護体制の整備(医療指導課、健康増進課こころの健康づくり推進室、市町村、関係機関)

1~2 (略)

- 3 実施体制の整備
- (1) 災害医療コーディネート体制の整備

防災基本計画 (R05.5修正) に基づく修正

改正理由

防災基本計画 (R05.5修正) に基づく修正

防災基本計画 (R05.5修正) に基づく修正

市町村は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担

改正理由 県は、県内における大規模災害発生時等に、医療救護班等の医 県は、県内における大規模災害発生時等に、医療救護班等の医 療資源を有効に活用し、関係機関と連携して医療救護活動を円 療資源を有効に活用し、関係機関と連携して医療救護活動を円 滑に実施するため、災害時の医療救護活動や地域の医療提供体 滑に実施するため、災害時の医療救護活動や地域の医療提供体 制、災害時の小児周産期領域の医療支援調整等に関して専門的 制、災害時の小児周産期領域の医療支援調整等に関して専門的 な知識を有する医師を「福岡県災害医療コーディネーター(災害 な知識を有する医師を「福岡県災害医療コーディネーター(災害 時小児周産期リエゾンを含む。)」として、県庁や保健所等(保健 時小児周産期リエゾンを含む。)」として、県庁や保健所等(保健 防災基本計画(R05.5修正) 医療調整本部及び地方本部) に配置 (保健所設置市への派遣を含 医療福祉調整本部及び地方本部) に配置 (保健所設置市への派遣 に基づく修正 む。) するものとする。 を含む。) するものとする。 (2) (略) (2) (略) 4~7 (略) 4~7 (略) 第3~第5 (略) 第3~第5 (略) 第13節 要配慮者安全確保体制の整備 第13節 要配慮者安全確保体制の整備 (略) (略) 第1 基本的事項 第1 基本的事項 1 (略) 1 (略) 2 避難行動要支援者名簿の作成・利用・提供 2 避難行動要支援者名簿の作成・利用・提供 市町村は、避難行動要支援者の把握に努めるとともに、防災計画 市町村は、避難行動要支援者の把握に努めるとともに、防災計画 の定めるところにより、防災担当部局や福祉担当部局など関係部 の定めるところにより、防災担当部局や福祉担当部局など関係部 局の連携の下、避難行動要支援者名簿を作成しておかなければな 局の連携の下、避難行動要支援者名簿を作成しておかなければな らない。この名簿は地域における避難行動要支援者の居住状況や らない。この名簿は地域における避難行動要支援者の居住状況や 避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定 避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定 期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合にお 期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合にお いても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理 いても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理 に努めるものとする。 に努めるものとする。 市町村は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要 防災基本計画(R05.5修正) 支援者名簿の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討|に基づく修正 するものとする。 市町村は、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対 │ 防災基本計画 (RO5.5修正) する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓 に基づく修正 練の実施等を一層図るものとする。 (1)~(4)(略) (1)~(4)(略) (5) 名簿情報を提供する場合における配慮 (5) 名簿情報を提供する場合における配慮 市町村長は、(4)により名簿情報を提供するときは、防災計 市町村長は、(4)により名簿情報を提供するときは、防災計 画の定めるところにより、名簿情報の提供を受ける者に対して 画の定めるところにより、名簿情報の提供を受ける者に対して 名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求め 名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求め ることその他の当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三 ることその他の当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三 │誤記の修正 者のn権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努め 者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めな なければならない。 ければならない。 (6) (略) (6) (略) 3 個別避難計画の作成・利用・提供 3 個別避難計画の作成・利用・提供

市町村は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担

当部局など関係部局の連携の下、郡医師会、福祉専門職、社会福祉 協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携 して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て 、個別避難計画の作成に努めるものとする。また、個別避難計画に ついては、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直 しや更新、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の避難方 法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更 新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計 画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理 に努めるものとする。

4 (略)

第2~第7 (略)

第8 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の避難 の確保

県・保健所設置市の保健所は、新型コロナウイルス感染症を含む 感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局 (県の保健所にあっては、管内の市町村の防災担当部局を含む。) との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エ リアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、市 町村の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に 向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療 養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるも のとする。

第9 (略)

### 第14節 災害ボランティアの活動環境等の整備

大規模な災害の発生において、被災者の多様なニーズにきめ細かに 対応するためには、ボランティアの参加・協力が不可欠である。そのた め、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダ 一の育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、発災時 の災害ボランティアとの連携について検討するものとする。

改正理由

当部局など関係部局の連携の下、郡医師会、福祉専門職、社会福祉 協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係 者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同 意を得て、個別避難計画の作成に努めるものとする。この場合、地 域特有の課題に留意するものとする。また、個別避難計画について は、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更 新、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の避難方法等の 変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新する とともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活 用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努め るものとする。

市町村は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、個別避難計 | 防災基本計画 (RO5.5修正) 画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するもの │ に基づく修正 とする。

市町村は、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な | 防災基本計画 (RO5.5修正) 主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制 の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層 図るものとする。

県は、市町村における個別避難計画に係る取組に関して、事例や 留意点などの提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努める ものとする。

4 (略)

第2~第7 (略)

第8 新型インフルエンザ等感染症を含む感染症における自宅療養者 │新型コロナウイルス感染症 等の避難の確保

県・保健所設置市の保健所は、新型インフルエンザ等感染症を含 む感染症の自宅療養者等が発生した際は、被災に備えて、平常時か ら、防災担当部局(県の保健所にあっては、管内の市町村の防災担 当部局を含む。)との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅 療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるも のとする。また、市町村の防災担当部局との連携の下、自宅療養者 等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要 に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供す るよう努めるものとする。

第9 (略)

第14節 災害ボランティアの活動環境等の整備

大規模な災害の発生において、被災者の多様なニーズにきめ細かに 対応するためには、ボランティアの参加・協力が不可欠である。そのた め、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダ 一の育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、発災時 の災害ボランティアとの連携について検討するものとする。

防災基本計画 (R05.5修正) に基づく修正

に基づく修正

の5類感染症への移行に伴

ІВ	新	改正理由
また、ボランティアの自主性を尊重しつつ、行政、日本赤十字社、社	また、ボランティアの自主性を尊重しつつ、行政、日本赤十字社、社	
会福祉協議会及びNPO等 <u>が</u> 連携を図るとともに、 <u>中間支援組織</u> (NP	会福祉協議会及びNPO等 <u>との</u> 連携を図るとともに、 <u>災害中間支援組</u>	防災基本計画(R05.5修正)
O・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織) を含めた連携体	<u>織</u> (NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織)を含め	に基づく修正
制の構築を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われる	た連携体制の構築を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に	
よう、その活動環境の整備を図るものとする。	行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。	
	県は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、県域にお	防災基本計画(R05.5修正)
	いて活動を行う災害中間支援組織の育成・機能強化に努めるとともに、	に基づく修正
	県防災計画等において、当該災害中間支援組織や県域において災害ボ	
	ランティアセンターの運営を支援する者 (県社会福祉協議会等) との役	
	割分担等をあらかじめ定めるよう努めるものとする。	
	市町村は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市町	防災基本計画(R05.5修正)
	村地域防災計画等において、災害ボランティアセンターの運営を支援	に基づく修正
	する者(市町村社会福祉協議会等)との役割分担等を定めるよう努める	
	ものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所について	
	は、市町村地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、	
	<u>あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。</u>	
/ナれ中状機用/	/ ナハ中作機目\	
(主な実施機関)	〈主な実施機関〉	
県 (総務部・人づくり・県民生活部・福祉労働部・その他関係部局)、	県(総務部・人づくり・県民生活部・福祉労働部・その他関係部局)	
市町村、社会福祉協議会、日本赤十字社福岡県支部、 <u>中間支援組織</u> 、関係   機関	、市町村、社会福祉協議会、日本赤十字社福岡県支部、 <u>災害中間支援組</u> 織、関係機関	│ 防災基本計画 (RO5.5修正) │ に基づく修正
(成長)	<u>柳</u> 、	に奉うへ修正
第 1 (略)	第 1 (略)	
第2 災害ボランティアの受入体制の整備	第2 災害ボランティアの受入体制の整備	
1 (略)	1 (略)	
2 行政の役割(防災危機管理局・福祉総務課・社会活動推進課・関	2 行政の役割(防災危機管理局・福祉総務課・社会活動推進課・関	
係各課、市町村)	係各課、市町村)	
(1)県における役割	(1)県における役割	
県は、災害ボランティアの活動環境として、社会福祉協議会、	県は、災害ボランティアの活動環境として、社会福祉協議会、	
<u>中間支援組織</u> 、NPO・ボランティア等と連携し、平常時からボ	<u>災害中間支援組織</u> 、NPO・ボランティア等と連携し、平常時か	防災基本計画(R05.5修正)
ランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災	らボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度	に基づく修正
害時におけるボランティア活動の受入れや調整を行う体制、ボ	、災害時におけるボランティア活動の受入れや調整を行う体制、	
ランティア活動の拠点の確保及び活動資機材やその保管場所、	ボランティア活動の拠点の確保及び活動資機材やその保管場所	
活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について	、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について	
の整備等に努めるとともに、そのための意見交換を行う情報共	の整備等に努めるとともに、そのための意見交換を行う情報共	
有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする	有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする	
** *** *** *** *** *** *** *** *** ***		
また、災害時の円滑な災害ボランティア受け入れのため、福岡	また、災害時の円滑な災害ボランティア受け入れのため、福岡	
県社会福祉協議会による市町村社会福祉協議会に対する研修や	県社会福祉協議会による市町村社会福祉協議会に対する研修や	
訓練、助言等の活動を支援するものとする。	訓練、助言等の活動を支援するものとする。	
さらに、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家	さらに、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家	
屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構	屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構	

IB	新	改正理由
	新  繁するなど、災害ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。 県は、災害時におけるボランティアに関する情報について、ユラボステーション福岡ホームページ上で随時発信する。  (2) (略) 3 (略) 3 (略) 第3 災害ボランティアリーダー・コーディネーター等の育成・支援(略) 1 県は、社会福祉協議会、災害中間支援組織等と連携して、講習会、防災訓練等の実施を通じて、ボランティア意識の醸成を図り、災害ボランティアに関する知識の普及・啓発を行うとともに、災害ボランティアと関重運営訓練を行うなど、災害ボランティアリーダー・コーディネーターの育成・支援に努めるものとする。 2 県は、専門的な知識・技術を必要とする災害ボランティアや、平日等に活動が可能な災害ボランティアなど、多様な災害ボランティアについて、災害中間支援組織等と連携し、把握に努めるものとする。 3 県は、災害中間支援組織等と連携して、災害ボランティアリーダ	「福岡県NPO・ボランディアセンター」の移転、名称変更に伴う修正  防災基本計画(R05.5修正)
コーディネーターとしての資質を兼ね備えた防災士等との連携体制の構築に努めるものとする。  第15節~第17節 (略)  第18節 災害廃棄物処理体制の整備 第1~第3 (略) 第4 災害廃棄物処理計画の整備 市町村は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。  県は、福岡県災害廃棄物処理計画等に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市町村が行う災害廃棄物対策に対す	一・コーディネーターとしての資質を兼ね備えた防災士等との連携体制の構築に努めるものとする。  第15節~第17節 (略)  第18節 災害廃棄物処理体制の整備 第1~第3 (略) 第4 災害廃棄物処理計画の整備 市町村は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。  県は、福岡県災害廃棄物処理計画等に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市町村が行う災害廃棄物対策に対す	防災基本計画(R05.5修正 に基づく修正
る技術的な援助を行うものとする。 第19節~第22節 (略)	る技術的な援助を行うものとする。 第19節~第22節 (略)	

改正理由

## 第3編 災害応急対策計画

第1章 活動体制の確立

第1節 (略)

第2節 県等の組織体制の確立

(略)

第1 県の配備動員・応急活動体制(防災危機管理局、全課(局)、関 係出先事務所)

県は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、必要に応じ 災害対策本部を設置して事態に対処するが、本部を設置するに至ら ない災害に当たっては、本部に準じた体制を整え事態の対処にあた

災害対策本部では、災害情報の収集、災害対策の実施方針の作成、 関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等との連絡調整等を 図るものとする。災害対策本部長は、必要に応じ、関係行政機関、関 係地方公共団体、関係公共機関等に対し、資料・情報の提供等の協力 を求めるものとする。

また、県は、航空機及び無人航空機を最も有効適切に活用するため 、情報収集、救助・救急、医療等の各種活動支援のための航空機及び 無人航空機の運用に関し、災害対策本部内に航空機の運用を調整す る部署(航空運用調整班)の設置に努め、現地対策本部と連携して必 要な調整を行うものとする。

航空運用調整班は、警察、消防、九州地方整備局、海上保安庁、自 衛隊、DMAT調整本部の航空機運用関係者などの参画を得て、各機 関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、活動エリアや任務の調整 などを行うものとし、調整に当たっては、政府本部(「特定災害対策 本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部」をいう。以下同じ。 ) 又は官邸対策室等との連携の下、航空機運用総合調整システム(F OCS) を活用するものとする。また、必要に応じ自衛隊による局地 情報提供に関する調整を行うものとする。

航空運用調整班は、災害応急対策に従事する航空機の安全確保を 図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を 依頼するものとする。また、同空域が指定された際には、指定公共機 関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行う ものとする。

→ 図1 災害対策本部組織図

図2 災害対策本部動員伝達系統図

図3 災害対策本部組織機構図

第3編 災害応急対策計画 第1章 活動体制の確立

第1節 (略)

第2節 県等の組織体制の確立

(略)

第1 県の配備動員・応急活動体制(防災危機管理局、全課(局)、関 係出先事務所)

県は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、必要に応じ 災害対策本部を設置して事態に対処するが、本部を設置するに至ら ない災害に当たっては、本部に準じた体制を整え事態の対処にあた

災害対策本部では、災害情報の収集、災害対策の実施方針の作成、 関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等との連絡調整等を 図るものとする。災害対策本部長は、必要に応じ、関係行政機関、関 係地方公共団体、関係公共機関等に対し、資料・情報の提供等の協力 を求めるものとする。

また、県は、航空機及び無人航空機を最も有効適切に活用するため 、情報収集、救助・救急、医療等の各種活動支援のための航空機及び 無人航空機の運用に関し、災害対策本部内に航空機の運用を調整す る部署(航空運用調整班)の設置に努め、現地対策本部と連携して必 要な調整を行うものとする。

航空運用調整班は、警察、消防、九州地方整備局、海上保安庁、自 衛隊、DMAT調整本部の航空機運用関係者などの参画を得て、各機 関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、活動エリアや任務の調整 などを行うものとし、調整に当たっては、政府本部(「特定災害対策 本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部」をいう。以下同じ。 )又は官邸対策室等との連携の下、航空機運用総合調整システム(F OCS) を活用するものとする。また、必要に応じ自衛隊による局地 情報提供に関する調整を行うものとする。

航空運用調整班は、輻輳する航空機の安全確保及び航空機による | 防災基本計画(RO5.5修正) 災害応急対策活動の円滑化を図るため、必要に応じて、国土交通省に 対して航空情報(ノータム)の発行を依頼するものとする。また、無 人航空機等の飛行から災害応急対策に従事する航空機の安全確保を 図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を 依頼するものとし、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道 機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとす る。

→ 図1 災害対策本部組織図

図2 災害対策本部動員伝達系統図

図3 災害対策本部組織機構図

に基づく修正

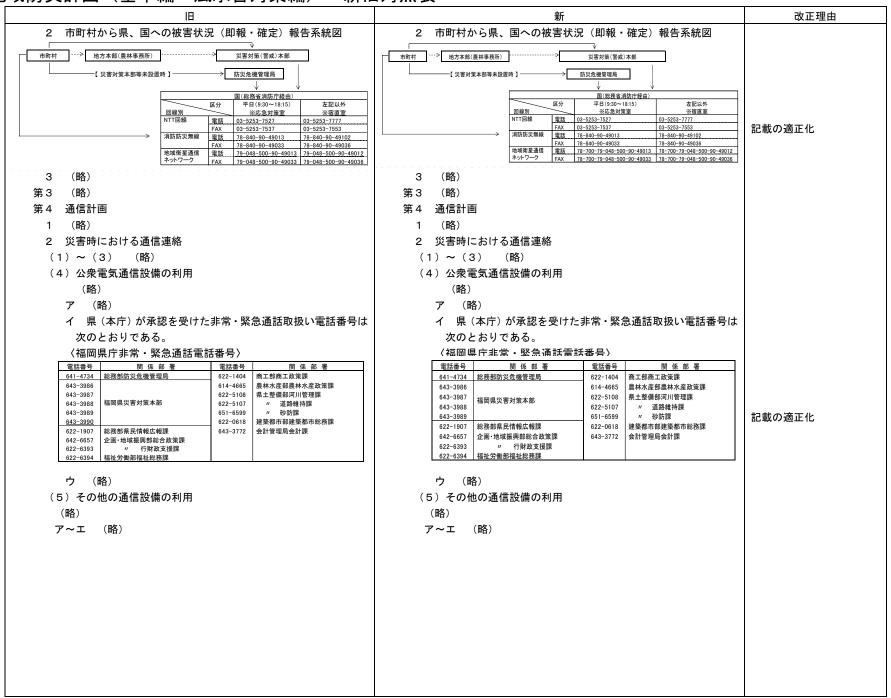
			IΒ							新			改正理由
Î	1~6 (略 第2~第6 ( 図1~図5	(略) (略)					9	1~6 (略 第2~第6 ( 図1~図5	§) (略) (略)				
9		(略) 系統図~表 4				1	<b>5</b>		(略) 系統図~表 4				
	駐屯地等	所 在 地	電話番号	指定部隊の長	備考			駐屯地等	所 在 地	電話番号	指定部隊の長	備考	
陸	福岡駐屯地	春日市大和町	(092) 591–1020	第 4 師 団 長	福岡・筑紫野・春日・大野城・宗像・太宰府・糸島・古賀・福津・那珂川市、糟屋郡		<b>7</b> 夫	福岡駐屯地	春日市大和町	(092) 591–1020	第 4 師 団 長	福岡・筑紫野・春 日・大野城・太宰 府・糸島・那珂川 市、糟屋郡	記載の適正化
	小倉駐屯地	北九州市小倉 南区北方	(093) 962–7681	第40普通科連 隊 長	北九州·中間·行 橋·豊前市、遠賀· 築上·京都郡		陸	小倉駐屯地	北九州市小倉 南区北方	(093) 962-7681	第40普通科連 隊 長	北九州·中間·行 橋·豊前市、遠賀· 築上·京都郡	
	久留米駐屯地	久留米市国分町	(0942) 43–5391	第 4 特 科 連 隊 長	大牟田・久留米・柳川・八女・筑後・大川・うきは・みやま市、三潴・八女郡			久留米駐屯地	久留米市国分町	(0942) 43–5391	西部方面混成団 <u>長</u>	大牟田・久留米・柳川・筑後・大川・み やま市、三潴・八女郡	記載の適正化
上	飯塚駐屯地	飯塚市大字津島	(0948) 22–7651	第 2 高 射特 利 団 長	直方·飯塚·田川· 嘉麻·宮若市、鞍 手·嘉穂·田川郡		上	飯塚駐屯地	飯塚市大字津島	(0948) 22–7651	第 2 高 射特 利 団 長	宗像·古賀·福津· 直方·飯塚·田川· 嘉麻·宮若市、鞍 手·嘉穂·田川郡	記載の適正化
	小郡駐屯地	小郡市大字小郡	(0942) 72–3161	第5施設団長	朝倉·小郡市、朝 倉·三井郡			小郡駐屯地	小郡市大字小郡	(0942) 72–3161	第5施設団長	ハ女・うきは・朝 倉・小郡市、朝倉・ 三井郡	記載の適正化
航	春日基地	春日市原町	(092) 581–4031	西部航空方面隊 司令官			航	春日基地	春日市原町	(092) 581–4031	西部航空方面隊 司令官		
	芦屋基地	遠賀郡芦屋町	(093) 223-0981	芦屋基地司令				芦屋基地	遠賀郡芦屋町	(093) 223–0981	芦屋基地司令		
空	築 城 基 地	築上郡築上町	(0930) 56-1150	築城基地司令			空	築 城 基 地	築上郡築上町	(0930) 56-1150	築城基地司令		
海	佐世保地方総監部	長崎県佐世保市	(0956) 23-7111	佐世保地方総監			海	佐世保地方総監部	長崎県佐世保市	(0956) 23-7111	佐世保地方総監		
	下関基地隊	山口県下関市	(0832) 86-2323	下関基地隊司令			,,,,	下関基地隊	山口県下関市	(0832) 86–2323	下関基地隊司令		
上	大村航空隊	長崎県大村市	(0957) 52–3131	大村航空隊司令			上	大村航空隊	長崎県大村市	(0957) 52–3131	大村航空隊司令		

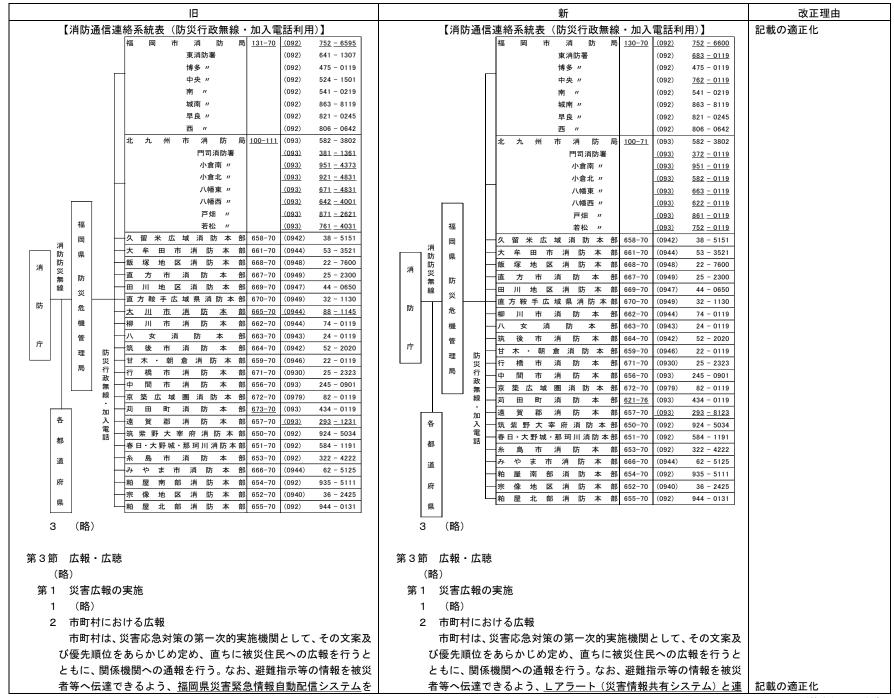
# 福岡県地<u>域防災計画(基本編・風水害</u>対策編) 新旧対照表

旧 (五十十四四 (五十十四四 (五十十四 (五十二 ) ) ) (40 m) (41 m)	新	改正理由
臨時ヘリポートの基準	臨時ヘリポートの基準	
1 機種に応ずる発着附近の基準	1 機種に応ずる発着附近の基準	
<u>(1)OH-6D(小型へリ)</u>		機体の退役のため
450m. 第6.46 10° (C ) 30m		
( <u>2</u> )UH-1 J(中型へリ)	( <u>1</u> )UH-1J(中型へリ)	
450m 450m 8 6n 36m	離着陸地点 6m 36m 450m 36m 8°	記載の適正化
( <u>3</u> ) UH-60JA (中型へリ)	( <u>2</u> ) UH-60JA (中型へリ)	記載の適正化
450m 8 1 2m 40m 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8	離着陸神 離着陸地点 無障害物空間 450m 50m	
( <u>4</u> ) CH-47J(超大型へリ)     20m	( <u>3</u> )CH-47J(超大型へリ)	記載の適正化
450m. 100m. 100m.	離着陸帯 離着陸地点 20m 無障害物空間 450m 100m	
注: 1 <u>発着点</u> とは、安全、安易に接地できるように準備された地点をいう。 2 <u>無障害地帯</u> とは、発着に障害とならない地帯をいう。 3 この基準は、気候、湿度、気圧、風向、高度等天候の条件によ	注:1 <u>離着陸地点</u> とは、安全、安易に接地できるように準備された地 点をいう。 2 <u>無障害物空間</u> とは、発着に障害とならない地帯をいう。 3 この基準は、気候、湿度、気圧、風向、高度等天候の条件によ	記載の適正化
り変動する。	り変動する。	
2 標示	2 標示	
(1)上空から確認しうる風の方向を標示する旗。又は、発煙筒を離	(1)上空から確認しうる風の方向を標示する旗。 又は、発煙筒を離	
着陸地点から約50m離れた位置に設置する。	着陸地点から約50m離れた位置に設置する。	
(2) <u>着陸地点</u> には、石灰等を用いて直径7m以上のΘの記号を標示	(2) <u>離着陸地点</u> には、石灰等を用いて直径7m以上のΘの記号を標	記載の適正化
する。	示する。	
3~4 (略)	3~4 (略)	

IΒ 改正理由 第4節 応援要請 第4節 応援要請 (略) (略) 第1 応援要請 第1 応援要請 1~5 (略) 1~5 (略) 6 応援の受入れに関する措置 6 応援の受入れに関する措置 他の市町村、都道府県、関係機関等に応援の要請等を行う場合に 他の市町村、都道府県、関係機関等に応援の要請等を行う場合に は、応援を要請する市町村、県等は、応援活動の拠点となる施設の は、応援を要請する市町村、県等は、応援活動の拠点となる施設の 提供、応援に係る人員の宿泊場所の斡旋等、応援の受入れに努める 提供、応援に係る人員の宿泊場所の斡旋等、応援の受入れに努める ものとする。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の ものとする。また、感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫 新型コロナウイルス感染症 やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空 ため、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職 の5類感染症への移行に伴 員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。 間の確保に配慮するものとする。特に、大規模災害発生時等には、 う修正 特に、大規模災害発生時等には、緊急消防援助隊(消防)に加え、 緊急消防援助隊(消防)に加え、自衛隊、警察災害派遣隊(警察) 自衛隊、警察災害派遣隊(警察)等の多くの救助部隊を円滑に受入 等の多くの救助部隊を円滑に受入れることができるよう、市町村 れることができるよう、市町村等と連携して活用可能な宿泊場所( 等と連携して活用可能な宿泊場所(候補地)を確保するものとする 候補地)を確保するものとする。 加えて、県は他県等からの救助部隊等の迅速な受入れ調整を可 加えて、県は他県等からの救助部隊等の迅速な受入れ調整を可 能とするため、ヘリコプター着陸場を県庁周辺に確保するものと 能とするため、ヘリコプター着陸場を県庁周辺に確保するものと なお、緊急消防援助隊の応援要請を行なった市町村は「緊急消防 なお、緊急消防援助隊の応援要請を行なった市町村は「緊急消防 援助隊受援計画」に基づき、緊急消防援助隊が円滑に活動すること 援助隊受援計画」に基づき、緊急消防援助隊が円滑に活動すること ができるよう、次に掲げる事項について支援体制の確保を図るも ができるよう、次に掲げる事項について支援体制の確保を図るも のとする。 のとする。 (1)~(4)(略) (1)~(4)(略) 7 (略) 7 (略) 第2 (略) 第2 (略) 第5節~第6節 (略) 第5節~第6節 (略) 第7節 災害ボランティアの受入・支援 第7節 災害ボランティアの受入・支援 大規模災害が発生したときには、県・市町村の各社会福祉協議会等が 大規模災害が発生したときには、県・市町村の各社会福祉協議会等が 中心となって、速やかに災害ボランティア本部(福岡県災害ボランティ 中心となって、速やかに災害ボランティア本部(福岡県災害ボランティ ア本部、現地災害ボランティア本部)を設置し、災害時のみならず復旧 ア本部、現地災害ボランティア本部)を設置し、災害時のみならず復旧 時においても、ボランティア相互の情報交換の場の提供などについて 時においても、ボランティア相互の情報交換の場の提供などについて 被災住民の支援を図るとともに、全国から駆けつけるボランティアの 被災住民の支援を図るとともに、全国から駆けつけるボランティアの 善意が効果的に活かされるよう活動を支援、調整する。 善意が効果的に活かされるよう活動を支援、調整する。 県又は県から事務の委任を受けた市町村は、共助のボランティア活 県又は県から事務の委任を受けた市町村は、共助のボランティア活 動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議 動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議 会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事 会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事 務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすること 務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすること ができる。 ができる。 県及び市町村は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしてい 県及び市町村は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしてい るNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織(NPO・ボランテ るNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織(NPO・ボラ | 防災基本計画(R05.5修正)

ΙΒ	新	改正理由
ィア等の活動支援や活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬が円滑に行われるよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮するものとする。	ンティア等の活動支援や活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図り、 <u>災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の</u> 情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を <u>関係者と積極的に共有</u> するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬が円滑に行われるよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮するものとする。	に基づく修正
(主な実施機関) 県(防災危機管理局・社会活動推進課・福祉総務課・関係各課)、市町村、社会福祉協議会、中間支援組織、関係機関第1 受入窓口等の設置1~2 (略) 3 県による支援(1) (略) (2)県は、福岡県社会福祉協議会、中間支援組織と連携し、現地災害ボランティア本部、NPO・ボランティア、関係団体等との情報共有の場を設置し、被災者ニーズや支援活動、課題等全体像を把握するとともに、円滑かつ効果的な活動につながるよう、関係団体との連携を支援する。 4 (略) 第2 (略) 第3 災害対策本部と災害ボランティア本部の連携 1~2 (略) 3 福岡県NPO・ボランティアセンターは、インターネット等を通じ、県災害対策本部又は現地災害ボランティアセンターからの災害情報やボランティアに関する情報の発信、ボランティア相互の情報交換の場の提供などについて災害時のみならず復旧時においても支援に努めるものとする。	地災害ボランティア本部、NPO・ボランティア、関係団体等との情報共有の場を設置し、被災者ニーズや支援活動、課題等全体像を把握するとともに、円滑かつ効果的な活動につながるよう、関係団体との連携を支援する。 4 (略) 第2 (略) 第3 災害対策本部と災害ボランティア本部の連携 1~2 (略) 3 <u>県</u> は、インターネット等を通じ、県災害対策本部又は現地災害ボランティアセンターからの災害情報やボランティアに関する情報	防災基本計画 (R05.5修正) に基づく修正 防災基本計画 (R05.5修正) に基づく修正 「福岡県NPO・ボランティアセンター」の移転、名 称変更に伴う修正
第2章 災害応急対策活動 第1節 (略) 第2節 被害情報等の収集伝達 (略) 第1 (略) 第2 県災害対策本部並びに関係機関の情報収集伝達経路 1 (略)	第2章 災害応急対策活動 第1節 (略) 第2節 被害情報等の収集伝達 (略) 第1 (略) 第2 県災害対策本部並びに関係機関の情報収集伝達経路 1 (略)	





			旧							新				改正理由
活用し、放送事業者への迅速な情報提供体制の整備に努める。								携してい	者への迅					
								速な情報	提供体制の整備	に努める	0			
(1)~(15) (略)								1) ~ (						
3	(略)						3	(略)						
第2	(略)						第2	(略)						
第3	災害時の	の放送要請(防	災危機管	理局)			第3	災害時	の放送要請(防	災危機管	理局)			
1	(略)						1	(略)						
2	緊急警	報放送の要請(	(防災危機	管理局)			2	緊急警	報放送の要請(	防災危機	管理局)			
	(略)							(略)						
(	1) ~ (	3) (略)					(	1) ~ (	3) (略)					
(	4)要請	手続					(	4) 要請	手続					
	ア (日	略)						ア(日	略)					
	イ 要	請方法						イ 要	請方法					
	原	則として県を窓	ミロとする	。ただし	緊急やむを得な	い事情		原	則として県を窓	ミロとする	。ただし	緊急やむを得た	ない事情	
	があ	るときは、市町	「村から直	接要請も	できる。			があ	るときは、市町	村から直	接要請も	できる。		
	(ア)	市町村から県	!(窓口:	防災危機'	管理局)への要	請		(ア)	市町村から県	:(窓口:	防災危機	管理局)への要	詩	
	1. 県防災	勤務時間内 行政無線電話(発信番号78-)		1. 県防災行政無	勤務時間外 線電話(発信番号78-)			1. 県防	助務時間内 災行政無線電話《発信番号78一》		1. 県防災行政: 700-702	勤務時間外 無線電話(発信番号78-)		
	700-	·7022(防災企画係) ·7023(消防係)		700-7027 700-7020	(宿直室) ~7025			700 700		記載の適正化				
700-7500(災害対策本島、設置時のみ) (防災危機管理局等務室、宿産室対応可) 78-700-7500(災害対策本島、設置時のみ) 2 - 般加入電話 2 - 参加入電話 2 - 参加入電話								700 2. <u>一般</u>	<b>1</b> ) み)					
2 - 般加入電話 1092-641-4734、092-643-3112 11防災企画係)								092						
	092- 備者 1	643-3986(災害本部、設置時の 一般加入電話は、市町村の孤立防	Dみ)		3500(交音对果本即、改善时000	,		備考 1	2-643-3986(災害本部、設置 - 般加入電話は、市町村の孤立	防止用無線電話からも	接続できる。			
	2.	一般加入電話は、市町村の孤立防」 内の電話を優先された	とい。					2		17:11.				
		(略)						(1)	(略)					
第 4	(略)						第 4	(略)						
	避難対領	策の実施						避難対:						
(略			- 204 447 645				(略							
第1		指示、高齢者等	避難等及	ひ周知			第1							
1	(略)	Ib —					1	(略)						
	避難の						2	~						
(	1) 避難(	の指示権者						(1);	避難の指示権者	-				
		【避難の指	二坛老平	7 (10年 #10 ¶					「12世## <b>ハ</b> +ヒ	一坛老平	7 (10年 #10 ¶			
指示権	関係	対象となる災	不惟石及 <sub>指示の</sub>	ひ時期』 指示の	取るべき		指示権	関係	【避難の指対象となる災	不惟百及 指示の	ひ時期』 指示の	取るべき	1	
指示権 者	関係 法令	対象となる災害の内容	対象	カマ カ	取るへき 措置		日	関係 法令	対象となる災 害の内容	対象	担示の 内容	取るへき 措置		
-		(要件・時							(要件・時					
		期)							期)					
市町村	災対法	全災害	必要と	①立ち	県知事に報告		市町村	災対法	全災害	必要と	①立ち	県知事に報告		
長 (委任を	第 60 条 第 1 項、	・ 災害が発生	認める地域の	退 き の 指示	(窓口:防災危 機管理局)		長 (委任を	第 60 条 第 1 項、	・災害が発生	認める地域の	退きの	(窓口:防災危 機管理局)		
受けた	第3項	おそれがある	地 域 の 居移者、	指示 ② 立 退	1成目 年间)		受けた	第1項、 第3項	し又は発生の おそれがある	地 域 の 居移者、	指示② 立 退	1成目 垤问)		
支員)	2	場合	滞在者、	き先の			吏員)	20.5.2	場合	滞在者、	き先の			
		・ 人の生命又	その他	指示(※					・ 人の生命又	その他	指示(※			

			IΒ							新			改正理由
		は身体を災害	の者	1)					は身体を災害	の者	1)		
		から保護し、そ		③ 緊 急				1	から保護し、そ		③ 緊 急		   記載の適正化
		の他災害の拡		安全確					の他災害の拡		安全確		に収り旭正化
		大を防止する		保の指					大を防止する		保措置		
		ため特に必要		示					ため特に必要		の指示		
		があると認め							があると認め				
		るとき							るとき				
		<ul><li>急を要する</li></ul>							・ 急を要する				
		と認めるとき							と認めるとき				
		<ul><li>避難のため</li></ul>							・ 避難のため				
		の立ち退きを						1	の立ち退きを				
		行うことによ							行うことによ				
		り人の生命又						1	り人の生命又				
		は身体に危険							は身体に危険				
		が及ぶおそれ					1		が及ぶおそれ				
		があると認め							があると認め		1		
		るとき							るとき		1		
知 事	災対法	・ 災害が発生	同上	同上	事務代行の	1	知 事	災対法	・ 災害が発生	同上	同上	事務代行の	
(委任を	第 60 条	した場合にお			公示		(委任を	第 60 条	した場合にお			公示	
受けた	第6項	いて、当該災害					受けた	第6項	いて、当該災害				
吏員)		により市町村					吏員)		により市町村				
		がその全部又							がその全部又				
		は大部分の事							は大部分の事				
		務を行うこと							務を行うこと				
		ができなくな							ができなくな				
		った場合						1	った場合				
警察官	災対法	全災害	・必要	①立退	災対法第 61 条		警察官	災対法	全災害	・必要	①立退	災対法第 61 条	
	第 61 条	・市町村長が避	と認め	きの指	による場合は、			第61条	・市町村長が避	と認め	きの指	による場合は、	
		難のため立退	る地域	示	市町村長に通				難のため立退	る地域	示	市町村長に通	
	警察官	き又は緊急安	の居住	② 立 退	知(市町村長は			警察官	き又は緊急安	の居住	② 立 退	知(市町村長は	
	職務執	全確保を指示	者、滞在	き先の	知事に報告)			職務執	全確保措置を	者、滞在	き先の	知事に報告)	
	行法	することがで	者、その	指示				行法	指示すること	者、その	指示		
	第4条	きないと警察	他の者	③ 緊急				第4条	ができないと	他の者	③ 緊急		   記載の適正化
		官が認めると	・危害	安全確			1		警察官が認め	・危害	安全確		
		き又は市町村	を受け	保 の 指			1		るとき又は市	を受け	保措置		
		長から要求が	るおそ	示				 	町村長から要	るおそ	の指示		
		あったとき	れのあ	④ 避 難					求があったと	れのあ	④ 避 難		
		・危険な事態が	る者	の措置			1		き	る者	の措置		
		ある場合にお		(特に			1		・危険な事態が		(特に		
		いて、特に急を		急を要				 	ある場合にお		急を要		
		要する場合		する場					いて、特に急を		する場		
				合)		]		<u> </u>	要する場合		合)	<u> </u>	
海上	災対法	全災害	必要と	①立退	市町村長に通	]	海上	災対法	全災害	必要と	①立退	市町村長に通	
保安官	第 61 条	・ 市町村長が	認める	きの指	知(市町村長は		保安官	第61条	・ 市町村長が	認める	きの指	知(市町村長は	
		避難のため立	地域の	示	知事に報告)		1		避難のため立	地域の	示	知事に報告)	
		退き又は緊急	居住者、	②立退					退き又は緊急	居住者、	② 立 退		
		安全確保を指	滞在者、	き先の				 	安全確保措置	滞在者、	き先の		
		示することが	その他	指示					を指示するこ	その他	指示		
		できないと海	の者	③ 緊急					とができない	の者	③ 緊急		
		上保安官が認			1	1	1		1		安全確	1	記載の適正化

	IΒ						新							
	めるとき又は 市町村長から 要求があった		<u>保</u> の指 示					が認めるとき 又は市町村長 から要求があ		保措置 の指示				
自衛官 自 律		危害を	避難に	警察官職務執		自衛官	自衛隊	ったとき ・ 危険な事態	危害を	避難に	警察官職務執			
法 第 94	がある場合に おいて、特に急を要する場合	受ける おそある a	ついて 必要な 措置(※ 2)	行法第4条の規 定を準用			法 第 94 条	がある場合において、特に急を要する場合	受ける おそある a	ついて 必要な 措置(※	行法第4条の規 定を準用			
知事 地す (その り等 命を受 止法 けた県 第25 職員)	防 る災害 ・著しい危険が	者必認区のお	立	その区域を管轄する警察署 長に報告		知事(その命を見けたり、職員)	地 す べ り 等 防 止法 第 25 条	地すべりによる災害 ・著しい危険が 切迫している と認めるとき	者必認区の者の対に	2) 立退く べきこ とを指 示	その区域を管轄する警察署 長に報告			
知事 (その命を受けた県職員) 水防管 理者	洪水又は高潮	同上	同上	その区域を管轄する警察署長に通知(※3)		知事 (そのの を受 見) 防 者 (で で り が 理	水防法 第 29 条	洪水又は高潮 による災害 ・洪池により の氾濫によりが 切にいている とき	同上	同上	その区域を管轄する警察署長に通知(※3)			

- ※2 警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊 の自衛官に限る。
- ※3 水防管理者が行った場合に限る。
- (注) 「指示」とは、被害の危険が目前に切迫している場合等に発せら れ、住民を避難のため立退かせるためのものをいう。

### (2) 避難の指示等の基準

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合その他災害の 拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、必要と認 める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立ち退 きの指示、緊急安全確保の指示を行う。

災害対策本部の置かれる本庁舎等において十分な状況把握が 行えない場合は、風水害の被災地近傍の支所等において指示等 を行うための判断を行うなど、適時適切な避難誘導に努めるも のとする。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場 合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなく なるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達するこ とに努めるものとする。

また、住民に対して避難指示等を発令するにあたり、対象地域 の適切な設定等に留意するとともに、緊急安全確保及び避難指 示を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりや

※2 警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊 の自衛官に限る。

- ※3 水防管理者が行った場合に限る。
- (注) 「指示」とは、被害の危険が目前に切迫している場合等に発せら れ、住民を避難のため立退かせるためのものをいう。

### (2) 避難の指示等の基準

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合その他災害の 拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、必要と認 める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立ち退 きの指示、緊急安全確保措置の指示を行う。

災害対策本部の置かれる本庁舎等において十分な状況把握が 行えない場合は、風水害の被災地近傍の支所等において指示等 を行うための判断を行うなど、適時適切な避難誘導に努めるも のとする。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場 合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなく なるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達するこ とに努めるものとする。

また、住民に対して避難指示等を発令するにあたり、対象地域 の適切な設定等に留意するとともに、緊急安全確保及び避難指 示を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりや 商正化

改正理由

記載の適正化

改正理由 すい時間帯における準備情報の提供に努めるものとする。 すい時間帯における準備情報の提供に努めるものとする。 災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周 災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周 囲の状況等により、「緊急安全確保」といった適切な避難行動を 囲の状況等により、「緊急安全確保」といった適切な避難行動を 住民がとれるように努めるものとする。 住民がとれるように努めるものとする。 避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努め 避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努め るものとする。 るものとする。 国及び県は、市町村から土砂災害に関する避難指示等解除に 国及び県は、市町村から土砂災害に関する避難指示等解除に 関して求めがあった場合には、必要な助言をするものとする。ま 関して求めがあった場合には、必要な助言をするものとする。ま た、大規模な土砂災害発生後には、必要に応じて国土交通省緊急 た、大規模な土砂災害発生後には、必要に応じて国土交通省緊急 災害対策派遣隊(TEC-FORCE)や専門技術者等を派遣し 災害対策派遣隊(TEC-FORCE)や専門技術者等を派遣し て二次災害の危険性等について市町村及び防災関係機関に助言 て二次災害の危険性等について市町村及び防災関係機関に助言 を行うものとする。 を行うものとする。 (3) (略) (3) (略) 3 相互の連絡協力 3 相互の連絡協力 関係機関(者)は、避難の必要があると予想されるとき、あるい 関係機関(者)は、避難の必要があると予想されるとき、あるい は、避難のための立ち退きの指示、緊急安全確保の指示の措置をと は、避難のための立ち退きの指示、緊急安全確保措置の指示の措置 記載の適正化 った場合、相互に通知、報告するとともに、避難の措置が迅速、適 をとった場合、相互に通知、報告するとともに、避難の措置が迅速 切に実施されるよう協力する。 、適切に実施されるよう協力する。 市町村長は、避難の必要があると予想されるとき、あるいは、避 市町村長は、避難の必要があると予想されるとき、あるいは、避 難のための立ち退きの指示、緊急安全確保措置の指示の措置をと 難のための立ち退きの指示、緊急安全確保措置の指示の措置をと った場合は、速やかに県知事に報告するとともに関係機関への連 った場合は、速やかに県知事に報告するとともに関係機関への連 絡を行うものとする。 絡を行うものとする。 4 住民等への周知(市町村) 4 住民等への周知(市町村) (1) 避難の指示、緊急安全確保措置の指示を行った場合には、地域 (1) 避難の指示、緊急安全確保措置の指示を行った場合には、地域 住民等に対し市町村防災行政無線、広報車、サイレンあるいは報 住民等に対し市町村防災行政無線、広報車、サイレンあるいは報 道機関を通じて、避難指示又は緊急安全確保の指示の理由、避難 道機関を通じて、避難指示又は緊急安全確保措置の指示の理由、 記載の適正化 先、避難経路、避難時の注意事項等について周知徹底を図る。<br/>
特 避難先、避難経路、避難時の注意事項等について周知徹底を図る に、人口や面積の規模が大きい市町村においては、夜間や早朝に 。特に、人口や面積の規模が大きい市町村においては、夜間や早 突発的局地的豪雨が発生した場合における、エリアを限定した 朝に突発的局地的豪雨が発生した場合における、エリアを限定 伝達について、各市町村の地域の実情に応じて、エリア限定の有 した伝達について、各市町村の地域の実情に応じて、エリア限定 効性や課題等を考慮した上で検討するものとする。 の有効性や課題等を考慮した上で検討するものとする。 また、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容をエ また、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容をエ 夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応す 夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応す る警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応した る警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応した とるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住 とるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住 民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。 民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。 (2)~(3)(略) (2)~(3)(略) 第2~第3 (略) 第2~第3 (略) 第4 指定避難所等の開設 第4 指定避難所等の開設 1 市町村 1 市町村 (略) (略) (1)~(7) (略) (1)~(7) (略)

IB	新	改正理由
(8) 指定避難所等の適切な運営管理	(8) 指定避難所等の適切な運営管理	
ア~イ (略)	ア~イ (略)	
ウ 避難者の主体的な運営管理体制の立ち上げ支援	ウ 避難者の主体的な運営管理体制の立ち上げ支援	
避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難	避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難	
者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営	者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営	
管理に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するも	管理に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するも	
のとする。	のとする。 <a>この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを</a>	防災基本計画(R05.5修正)
	有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で	に基づく修正
	避難者を支えることができるよう留意する。	
工 (略)	工(略)	
(9) (略)	(9) (略)	
(10) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策	(10) <u>感染症</u> 対策	新型コロナウイルス感染症
指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感	指定避難所における <u>感染症</u> 対策のため、避難者の健康管	の5類感染症への移行に伴
<u>染症</u> 対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十	理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な	う修正
分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必	避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるもの	
要な措置を講じるよう努めるものとする。	とする。	
2 (略)	2 (略)	
第5~第9 (略)	第5~第9 (略)	
第5節~第7節 (略)	第5節~第7節 (略)	
第8節 救出活動	第8節 救出活動	
災害時には、倒壊家屋の下敷きになった者、土砂災害等により生き埋	災害時には、倒壊家屋の下敷きになった者、土砂災害等により生き埋	
めになった者、洪水等により水と共に流された者、市街地火災において	めになった者、洪水等により水と共に流された者、市街地火災において	
火中に取り残された者、大規模な交通事故等による集団的大事故等に	火中に取り残された者、大規模な交通事故等による集団的大事故等に	
より救出を要する者等が多数発生することが予想される。	より救出を要する者等が多数発生することが予想される。	
そのため、市町村、警察、第七管区海上保安本部は、関係機関との協	そのため、市町村、警察、第七管区海上保安本部は、関係機関との協	
力体制を確立し、迅速かつ的確に救出活動を実施する。	力体制を確立し、迅速かつ的確に救出活動を実施する。	
また、災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は	また、災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は	
、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共	、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共	
有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。さらに、災害	有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。さらに、災害	
現場で活動する災害派遣医療チーム (DMAT) 等とも密接に情報共有	現場で活動する災害派遣医療チーム (DMAT) 等とも密接に情報共有	
を図りつつ、連携して活動するものとする。	を図りつつ、連携して活動するものとする。	
なお、災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は	なお、災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は	
、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の健康管理	、感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものと	新型コロナウイルス感染症
やマスク着用等を徹底するものとする。	する。	の5類感染症への移行に伴う修正
〈主な実施機関〉 県(総務部・福祉労働部)、警察、第七管区海上保安本部、市町村	〈主な実施機関〉 県(総務部・福祉労働部)、警察、第七管区海上保安本部、市町村	ノ  多比 
第1~第4 (略)	第 1 ~第 4 (略)	
第9節 医療救護 (略)	第9節 医療救護 (略)	
\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	(四口/	

国立大学病院、福岡県歯科医師会、福岡県薬剤師会、福岡県看護協

改正理由 第1~第2 (略) 第1~第2 (略) 第3 初動医療体制 第3 初動医療体制 1~2 (略) 1~2 (略) 3 福岡県災害医療コーディネーター(災害時小児周産期リエゾン 3 福岡県災害医療コーディネーター(災害時小児周産期リエゾン を含む。) の配置、福岡県災害派遣医療チーム(福岡県 DMAT) を含む。) の配置、福岡県災害派遣医療チーム(福岡県DMAT) ふくおか災害派遣精神医療チーム(ふくおかDPAT)の派遣( ・ふくおか災害派遣精神医療チーム(ふくおかDPAT)の派遣( 医療指導課・健康増進課こころの健康づくり推進室) 医療指導課・健康増進課こころの健康づくり推進室) (1) 福岡県災害医療コーディネーター (1) 福岡県災害医療コーディネーター 知事は、災害の状況に応じて、福岡県災害医療コーディネー 知事は、災害の状況に応じて、福岡県災害医療コーディネー ターを県庁や保健所等(保健医療調整本部及び地方本部)に配 ターを県庁や保健所等(保健医療福祉調整本部及び地方本部) 防災基本計画 (R05.5修正) 置 (保健所設置市への派遣を含む。) する。 に配置(保健所設置市への派遣を含む。)する。 に基づく修正 福岡県災害医療コーディネーターの配置等については、福 福岡県災害医療コーディネーターの配置等については、福 岡県災害医療コーディネーター設置要綱に定めるところによ 岡県災害医療コーディネーター設置要綱に定めるところによ る。 る。 (2)~(3)(略) (2)~(3)(略) 第4~第7 (略) 第4~第7 (略) 第8 広域的医療救護活動の調整(医療指導課・健康増進課こころの健 第8 広域的医療救護活動の調整(医療指導課・健康増進課こころの健 康づくり推進室・防災危機管理局) 康づくり推進室・防災危機管理局) 1 災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン、災害派 1 災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン、災害派 遣医療チーム) 遣医療チーム) 県は、被災地域内における医師等の不足、医薬品等の不足により 県は、被災地域内における医師等の不足、医薬品等の不足により 医療救護活動が円滑に実施できない場合には、県内の他地域や他 医療救護活動が円滑に実施できない場合には、県内の他地域や他 県、国に対し、医療救護班や災害派遣医療チーム(DMAT)の派 県、国に対し、医療救護班や災害派遣医療チーム(DMAT)の派 遣要請や傷病者の受入要請等、広域的な調整を図るとともに、円滑 遣要請や傷病者の受入要請等、広域的な調整を図るとともに、円滑 な医療救護活動が実施できるよう移動手段や活動場所(医療機関、 な医療救護活動が実施できるよう移動手段や活動場所(医療機関、 救護所、広域搬送拠点等)等の確保について、支援・調整を図るも 救護所、広域搬送拠点等)等の確保について、支援・調整を図るも のとする。その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産 のとする。その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産 期リエゾンは、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。 期リエゾンは、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。 また、県は、災害時に災害派遣医療チーム(DMAT)の派遣が また、県は、災害時に災害派遣医療チーム(DMAT)の派遣が 想定される場合において、保健医療調整本部 (医療救護調整本部) 想定される場合において、保健医療福祉調整本部(医療救護調整本 防災基本計画 (R05.5修正) にDMAT調整本部を設置するとともに、統括DMATを医療救 部)にDMAT調整本部を設置するとともに、統括DMATを医療 に基づく修正 護調整本部(DMAT調整本部)等に配置し、統括DMATと連携 救護調整本部 (DMAT調整本部) 等に配置し、統括DMATと連 して医療救護活動を行う。 携して医療救護活動を行う。 全国からの災害派遣医療チーム(DMAT)は、派遣後の被災地 全国からの災害派遣医療チーム(DMAT)は、派遣後の被災地 内での機動的な移動を考慮し、原則として車両による陸路参集を 内での機動的な移動を考慮し、原則として車両による陸路参集を 行う。なお、遠方の災害派遣医療チーム(DMAT)の参集に当た 行う。なお、遠方の災害派遣医療チーム(DMAT)の参集に当た っては、空路参集も考慮する。 っては、空路参集も考慮する。 県は、災害派遣医療チーム(DMAT)による活動と並行して、 県は、災害派遣医療チーム(DMAT)による活動と並行して、 また、災害派遣医療チーム(DMAT)活動の終了以降、福岡県医 また、災害派遣医療チーム(DMAT)活動の終了以降、福岡県医 師会災害医療チーム(JMAT福岡)、日本赤十字社福岡県支部、 師会災害医療チーム (JMAT福岡)、日本赤十字社福岡県支部、 独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、 独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、

国立大学病院、福岡県歯科医師会災害歯科支援チーム(福岡JDA | 防災基本計画(R05.5修正)

改正理由 会、民間医療機関等からの医療救護班派遣等の協力を得て、指定避 T)、福岡県薬剤師会、福岡県看護協会、民間医療機関等からの医 に基づく修正 難所等、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続 療救護班派遣等の協力を得て、指定避難所等、救護所も含め、被災 を図るものとし、その調整に当たり、災害医療コーディネーターは 地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に 、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。その際、県は、 当たり、災害医療コーディネーターは、県に対して適宜助言及び支 医療救護班等の交代により医療情報が断絶する 援を行うものとする。その際、県は、医療救護班等の交代により医 療情報が断絶する 2 災害派遣精神医療チーム(DPAT) 2 災害派遣精神医療チーム(DPAT) 県は、災害時に災害派遣精神医療チーム (DPAT) の派遣が想 県は、災害時に災害派遣精神医療チーム(DPAT)の派遣が想 定される場合において、保健医療調整本部(医療救護調整本部)に 定される場合において、保健医療福祉調整本部(医療救護調整本部 | 防災基本計画(R05.5修正) DPAT調整本部を設置し、災害派遣医療チーム(DMAT)と連 )にDPAT調整本部を設置し、災害派遣医療チーム(DMAT) に基づく修正 携して医療救護活動を行う。 と連携して医療救護活動を行う。 また、必要に応じて、他県、国に対し災害派遣精神医療チーム また、必要に応じて、他県、国に対し災害派遣精神医療チーム (DPAT)の派遣要請や、被災した精神科病院等の入院患者の受 (DPAT)の派遣要請や、被災した精神科病院等の入院患者の受 入要請等、広域的な調整を図る。 入要請等、広域的な調整を図る。 第10節~第14節 (略) 第10節~第14節 (略) 第15節 保健衛生、防疫、環境対策 第15節 保健衛生、防疫、環境対策 (略) (略) 第1 (略) 第1 (略) 第2 防疫(がん感染症疾病対策課、保健福祉環境事務所、市町村) 第2 防疫(がん感染症疾病対策課、保健福祉環境事務所、市町村) 1 方針 県及び市町村は、被災地域において、生活環境の悪化に起因する 県及び市町村は、被災地域において、生活環境の悪化に起因する 感染症の発生及びまん延を防止するため、緊密な連携を図り、迅速 感染症の発生及びまん延を防止するため、緊密な連携を図り、迅速 かつ的確な防疫活動を実施する。 かつ的確な防疫活動を実施する。 また、市町村は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる | 新型コロナウイルス感染症 また、市町村は、被災地において新型コロナウイルス感染症を含 む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉 場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策 の5類感染症への移行に伴 担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう として必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、自宅療養 う修正 努めるものとする。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可 者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局 能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所 は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するも の運営に必要な情報を共有するものとする。 のとする。 2~7 (略) 2~7 (略) 第3~第4 (略) 第3~第4 (略) 第16節~第17節 (略) 第16節~第17節 (略) 第18節 遺体の捜索、収容及び火葬 第18節 遺体の捜索、収容及び火葬 (略) (略) 第1 (略) 第1 (略) 第2 遺体の調査、身元確認(警察、市町村、第七管区海上保安本部、 第2 遺体の調査、身元確認 (警察、市町村、第七管区海上保安本部、 福岡県医師会、福岡県歯科医師会) 福岡県医師会、福岡県歯科医師会) 1 警察 1 警察

Ш	新	改正理由
(1) 明らかに災害により死亡したと認められる遺体を発見したと	(1) 明らかに災害により死亡したと認められる遺体を発見したと	
き、又は遺体がある旨の届け出を受けた場合は、警察等が取り扱	き、又は遺体がある旨の届け出を受けたときは、その死因及び身	記載の適正化
う死体の死因又は身元の調査等に関する法律第4条に基づき、	<u>元を明らかにするため、</u> 警察等が取り扱う死体の死因又は身元	
遺体の調査を行う。	の調査等に関する法律第4条に基づき、遺体の調査を行う。	
(2)遺体の調査、身元確認等を、医師等の協力を得て行うものとす	(2)遺体の調査、身元確認等を <u>実施するに当たっては、医師又は歯</u>	記載の適正化
<u>る。</u> また、身元確認に必要な資料の重要性を踏まえ、効果的な身	科医師の立ち合い、遺体の歯牙の調査その他必要な協力を得て	
元確認が行えるよう県、市町村、指定公共機関等と密接に連携す	行うものとする。また、身元確認に必要な資料の重要性を踏まえ	
るものとする。	、効果的な身元確認が行えるよう県、市町村、指定公共機関等と	
	密接に連携するものとする。	
(3) (略)	(3) (略)	
(4)遺体の受取人がいないとき、 <u>又は身元不明の遺体は、警察等が</u>	(4)遺体の受取人がいないとき、 <u>又は遺体の身元が不明のときは、</u>	記載の適正化
取扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律第10条、死	警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律第	
体取扱規則第7条、行旅病人及行旅死亡人取扱法第7条第1項、	<u>10条に基づき、</u> 市町村長に引き渡す。	
戸籍法第92条第1項により、死亡報告書に本籍等不明死体調	なお、身元が不明の遺体を市町村長に引き渡すときは、死亡報	
<u> 査書を添付して</u> 市町村長に引き渡す。	告書(死体取扱規則別記様式第3号)に本籍等不明死体調査書(	
	同第4号)を添付して行うものとする。	
第19節~第22節 (略)	第19節~第22節 (略)	
第23節 一般通信施設、放送施設の災害応急対策	第23節 一般通信施設、放送施設の災害応急対策	
第23章	第25章 一般通信施設、放送施設の火音心志対象 災害時において、一般通信施設等を災害から防護するとともに、応急	
復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信等の確保を図る。必要に応じ、	復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信等の確保を図る。必要に応じ、	
応急対策に関し広域的応援体制をとるよう努めるものとする。	応急対策に関し広域的応援体制をとるよう努めるものとする。	
から、大に、気のは、気には、大下いっとこののブラックのでしょう。	電気通信事業者は、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の	   防災基本計画(R05.5修
	被害、復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、	に基づく修正
	関係機関及び県民に対してわかりやすく情報提供(ホームページのト	10年20日
	ップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等) するものとする	
	0	
〈主な実施機関〉	— 〈主な実施機関〉	
通信事業者	通信事業者	
第 1 ~第 2 (略)	第1~第2 (略)	
第24節~第34節 (略)	第24節~第34節 (略)	

改正理由

第4編 災害復旧・復興計画

第1章~第2章 (略)

### 第3章 被災者等の生活再建等の支援

災害時には、多くの人が罹災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、ある いは生命の危険にさらされ、地域社会が混乱に陥る可能性があり、速やか な災害復旧を妨げる要因となる。そのため、災害時の人心の安定と社会秩 序の維持を図ることを目的として、民生安定のための緊急措置を講ずる ものとする。

なお、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給 やその迅速な処理のための仕組みに加え、生業や就労の回復による生活 資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわ たってきめ細かな支援を講じる必要がある。そのためにも、災害ボランテ ィアセンターから災害復興視線センターへの移行や、生活支援相談員等 の配置を行い、被災者等に寄り添った支援に努める。

県及び市町村は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建 に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用 したきめ細かな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知るこ とができる環境の整備に努めるものとする。

市町村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援 措置を早期に実施するため、災害による住宅等の被害の程度の認定や罹 災証明書の交付の体制を確立し、速やかに、住宅等の被害の程度を認定し 、被災者に罹災証明を交付するよう努めるとともに、積極的な被害者台帳 の作成及び活用を図るものとする。住家等の被害の程度を調査する際は、 必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真等を活用するなど 、適切な手法により実施するものとする。

また、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局が非常時の情報 共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に判定結果を 活用した住家被害の調査・判定を早期に実現できるよう努めるものとす

県及び市町村は、平常時から、被災者支援を担当する部局を明確化し、 被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

なお、市町村は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請 を迅速かつ的確に処理するため、体制の整備等を図るよう努めるととも に、県及び市町村は、被災者生活再建支援法の適用条件に満たない規模の 自然災害が発生した際に、同法の趣旨を踏まえ、独自の支援措置を講じる ことができるよう、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

〈主な実施機関〉

国、県(総務部・保健医療介護部・福祉労働部等)、市町村、関係機関

第4編 災害復旧・復興計画 第1章~第2章 (略)

### 第3章 被災者等の生活再建等の支援

災害時には、多くの人が罹災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、ある いは生命の危険にさらされ、地域社会が混乱に陥る可能性があり、速やか な災害復旧を妨げる要因となる。そのため、災害時の人心の安定と社会秩 序の維持を図ることを目的として、民生安定のための緊急措置を講ずる ものとする。

なお、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給 やその迅速な処理のための仕組みに加え、生業や就労の回復による生活 資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわ たってきめ細かな支援を講じる必要がある。そのためにも、災害ボランテ ィアセンターから災害復興視線センターへの移行や、生活支援相談員等 の配置を行い、被災者等に寄り添った支援に努める。

県及び市町村は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建 に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメント(一人ひとりの被 | 防災基本計画 (RO5.5修正) 災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細か な支援を継続的に実施する取組)の実施等により、見守り・相談の機会や 被災者台帳等を活用したきめ細かな支援を行うとともに、被災者が容易 に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

市町村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援 措置を早期に実施するため、災害による住宅等の被害の程度の認定や罹 災証明書の交付の体制を確立し、速やかに、住宅等の被害の程度を認定し 、被災者に罹災証明を交付するよう努めるとともに、積極的な被災者台帳 |字句の修正 の作成及び活用を図るものとする。住家等の被害の程度を調査する際は、 必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真等を活用するなど 、適切な手法により実施するものとする。

また、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局が非常時の情報 共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に判定結果を 活用した住家被害の調査・判定を早期に実現できるよう努めるものとす る。

県及び市町村は、平常時から、被災者支援を担当する部局を明確化し、 地域の実情に応じ、災害ケースマネジメントなどの被災者支援の仕組み の整備等に努めるものとする。

なお、市町村は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請 を迅速かつ的確に処理するため、体制の整備等を図るよう努めるととも に、県及び市町村は、被災者生活再建支援法の適用条件に満たない規模の 自然災害が発生した際に、同法の趣旨を踏まえ、独自の支援措置を講じる ことができるよう、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

〈主な実施機関〉

国、県(総務部・保健医療介護部・福祉労働部等)、市町村、関係機関

に基づく修正

防災基本計画(R05.5修正) に基づく修正

	1列照 <b>衣</b>	
lB	新	改正理由
第1節 (略)	第1節 (略)	
第2節 被災者台帳の整備	第2節 被災者台帳の整備	
市町村長は、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要	市町村は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措	防災基本計画(R05.5修正)
があると認めるときは、被災者の援護を実施するための基礎となる台	置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を	に基づく修正
帳(以下「被災者台帳」という。)を作成することができる。	作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。	
	また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデ	
	ジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。	
〈主な実施機関〉	(主な実施機関)	
市町村	市町村	
第1~第4 (略)	第 1 ~第 4 (略)	
第3節~第11節 (略)	第3節~第11節 (略)	
第4章 経済復興の支援	第4章 経済復興の支援	
第1節 金融措置	第1節 金融措置	
(略)	(略)	
1 県、市町村、関係機関	1 県、市町村、関係機関	
(1) (略)	(1) (略)	
(2) <u>中小企業融資制度</u> 【緊急経済対策資金】(中小企業振興課)	(2) 福岡県中小企業振興資金【緊急経済対策資金】(中小企業振興課	記載の適正化
	)	
アー融資対象等	ア 融資対象等	
県内に事業所を有し、現に事業を営む中小企業者等のうち、県知事	県内に事業所を有し、現に事業を営む中小企業者等のうち、県知事	
の指定する風水害、震災 <u>、又は感染症</u> の発生等突発的な事態の生起に	の指定する風水害、震災の発生等突発的な事態の生起により経営の	
より経営の安定に支障を生じている者で、事業所所在地の商工会議	安定に支障を生じている者。	
所又は商工会(組合にあっては中央会)の確認を受けている者。	イ 申込場所	
イー申込場所	(ア)各商工会議所、商工会	
(ア)各商工会議所、商工会	(イ)県中小企業団体中央会 <u>(組合関係)</u>	
(イ) 県中小企業団体中央会	(ウ)指定金融機関	
(ウ)指定金融機関		
第5章 (略)	第5章 (略)	